

フィリピン
知的財産施行規則
特許・実用新案・意匠に関する施行規則
2017年8月1日施行

目次

総則 名称及び解釈

第1条 名称

第2条 適用範囲

第3条 解釈

第1部 定義

規則100 定義

第2部 特許性

規則200 特許を受けることができる発明

規則201 特許を受けることができる発明の法定分類

規則202 特許を受けることができない発明

規則203 新規性

規則204 先行技術

規則204.1 均等物

規則205 不利にならない開示

規則206 進歩性

規則207 当該技術分野における通常の知識を有する者

規則208 産業上の利用性

第3部 特許を受ける権利

規則300 特許を受ける権利

規則301 出願に出願人として記名することができる者

規則302 委託によりなされた発明

規則303 雇用中になされた発明

規則304 先願主義

規則305 優先権

規則306 複合優先権

規則306.1

規則306.2

規則306.3

規則307 外国出願の認証謄本

第4部 特許出願

- 規則 400 特許出願
- 規則 401 手数料の納付
- 規則 401.1 手数料の未納付の効果
- 規則 402 書類への標記；受領確認
- 規則 403 願書の様式；庁の出願様式
- 規則 404 願書
- 規則 405 発明の開示及び説明
- 規則 406 有効な開示の基準
- 規則 406.1 有効な開示
- 規則 407 明細書の内容
- 規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 410 発明の名称
- 規則 411 開示の要約
- 規則 412 禁止事項
- 規則 413 図面の一般的要件
- 規則 414.1 図面への最適化についての統一基準
- 規則 414.2 用紙及びインク
- 規則 414.3 紙の大きさ及び余白
- 規則 414.4 文字及び線の色
- 規則 414.5 線の本数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない
- 規則 414.6 図面の縮尺；図面の提示
- 規則 414.7 参照文字及び数字
- 規則 414.8 署名の位置
- 規則 414.9 図面用紙における大きな図の位置
- 規則 414.10 フローチャート及び図表
- 規則 414.11 IPOPHL 電子公報の図面の要件
- 規則 414.12 参照記号
- 規則 414.13 写真
- 規則 414.14 図面に記載してはならないもの
- 規則 414.15 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される
- 規則 415 クレーム
- 規則 416 クレームの様式及び内容
- 規則 417 手数料が生じるクレーム
- 規則 418 出願書類の提示
- 規則 419 発明のひな形が必要である
- 規則 419.1 ひな形の要件
- 規則 419.2 審査の停止
- 規則 419.3 ひな形に用いるべき材料
- 規則 419.4 出願人へのひな形の返還
- 規則 419.5 工場の訪問及び検査

- 規則 420 弁護士又は特許代理人の雇用の勧め
- 規則 421 居住する代理人の指名
- 規則 421.1 記録上の代理人
- 規則 422

第5部 特許出願をすることができる者

- 規則 500 特許出願をすることができる者
- 規則 501 出願人の死亡，心神喪失又は無能力になった場合
- 規則 502 譲渡された発明及び特許
- 規則 503 法人の定義
- 規則 504 権限の証拠
- 規則 505 署名の形式

第6部 出願日及び方式審査

- 規則 600 出願日の要件
 - 規則 600.1 不完全な出願
 - 規則 600.2
- 規則 601 出願日の認定
- 規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面
- 規則 603 方式審査
- 規則 604 発明の単一性
 - 規則 604.1
- 規則 605 発明の単一性の要件
- 規則 606 要求の再考
- 規則 607 分割の要求についての不服申立
- 規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示
- 規則 609 種の選択
- 規則 610 選択されない発明の分離出願
- 規則 611 任意の分割出願
 - 規則 611.1 分割出願の期間
- 規則 612 対応する外国特許出願に関する情報
 - 規則 612.1
 - 規則 612.2 不遵守

第7部 分類及び調査

- 規則 700 分類及び調査
- 規則 701
 - 規則 701.1 知的財産権調査報告の内容

第8部 出願の公開及び審査請求

- 規則 800 出願の公開

- 規則 800.1 特許出願の早期公開
- 規則 801 公開前の秘密保全
- 規則 802 特許出願書類のコミュニティ・レビュー
- 規則 803 第三者の意見
- 規則 804 実体審査請求
- 規則 805 公開後の出願に付与される権利
- 規則 806 先行技術文献の引用
- 規則 806.1 個人的な知識に基づく先行技術文献の引用

第9部 特許審査手続

- 規則 900 出願は一方的に行われる
- 規則 901 審査官と出願人との間の係争
- 規則 902 審査官による庁としての査定
- 規則 903 審査官との協議及び面談
- 規則 904 審査官による拒絶は終局的なものではない
- 規則 905 審査官の決定は局長に不服申立することができる
- 規則 906 審査の順序
- 規則 907 審査の内容；審査官による審査
- 規則 908 審査官による審査の完全性
- 規則 908.1 標準の審査様式
- 規則 909 クレームの拒絶
- 規則 910 未公開の出願は引用しない
- 規則 911 出願人による応答
- 規則 912 再審査及び再審理
- 規則 913 拒絶査定
- 規則 914 特許出願の実用新案出願への変更
- 規則 915 並行出願の禁止

出願人による補正

- 規則 916 出願人による補正
- 規則 917 審査官による最終処分後の補正
- 規則 918 補正及び修正が要求される場合
- 規則 919 開示の補正
- 規則 920 クレームの補正
- 規則 921 補正の方法
- 規則 922 補正事項の記入及び検討
- 規則 923 図面の補正
- 規則 924 補正事項の補正
- 規則 925 明細書の差替
- 規則 926 クレームの番号
- 規則 927 補正許可の拒絶に係る申請

出願人による応答の期間；出願の取下

規則 928 期限までに応答しなかった場合の出願の取下

規則 929 出願の回復

規則 929.1 費用負担のない出願の回復

規則 930 任意の出願取下

規則 931 出願のファイル・ラッパーの再構成

第 10 部 特許の付与

規則 1000 特許の付与

規則 1001 特許の内容

規則 1002 特許の付与の公告

規則 1003

規則 1004 特許の存続期間

第 11 部 年金

規則 1100 年金

規則 1101 出願の公開日

規則 1102 年金の不納；猶予期間

第 12 部 特許出願に影響するその他の手続

第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式

規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる

規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

規則 1205 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

第 2 章 特許の権利放棄、訂正および補正

規則 1206 特許の権利放棄

規則 1207 庁による錯誤の訂正

規則 1208 出願における錯誤の訂正

規則 1209 特許における訂正

規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告

第 3 章 権利の譲渡及び移転

規則 1211 権利の譲渡及び移転

規則 1212 発明の譲渡

規則 1213 共同所有者の権利

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

規則 1302 局長への不服申立

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

規則 1304 不服申立の期間及び方法

規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である

規則 1306 審査官の答弁

規則 1307 不服申立人の応答

規則 1308 局長の決定及び長官への不服申立

規則 1309 不服申立人の準備書面が必要である

規則 1310 局長の見解

規則 1311 上訴裁判所への上訴

第 14 部 実用新案

規則 1400 登録することができる実用新案

規則 1401 登録することができない実用新案

規則 1402 産業上の利用性

規則 1403 実用新案の出願日

規則 1403.1 不完全な出願

規則 1403.2 出願日の認定

規則 1403.3 遅れて提出した又は紛失した図面

規則 1404 手数料の納付

規則 1404.1 手数料の不納付の効果

規則 1405 実用新案登録

規則 1406 実用新案出願の方式審査

規則 1407 方式審査報告に関する出願人の行為

規則 1407.1 実用新案のひな形が必要である

規則 1408 任意の取下

規則 1409 最終処分

規則 1410 実用新案出願

規則 1410.1 名称

規則 1410.2 技術分野

規則 1410.3 実用新案の背景

規則 1410.4 実用新案の要約

規則 1410.5 図面の簡単な説明

規則 1410.6 詳細な説明

規則 1410.7 クレーム

規則 1410.8 開示の要約

規則 1411 手数料が生じるクレーム

- 規則 1412 実用新案の単一性
- 規則 1413 限定の要件；分割
- 規則 1413.1 分割出願の期間
- 規則 1414 実用新案出願の公告
- 規則 1415 実用新案登録の存続期間
- 規則 1416 実用新案登録の取消
- 規則 1417 発明特許出願の実用新案出願への変更
- 規則 1418 実用新案登録出願の発明特許出願への変更
- 規則 1419 公開された特許出願の実用新案登録出願への変更
- 規則 1420 並行出願の禁止

第 15 部 意匠

- 規則 1500 意匠
- 規則 1501 登録できない意匠
- 規則 1502 意匠の登録性の要件
- 規則 1503 要求される新規性の程度
- 規則 1504 意匠の出願日
- 規則 1505 意匠登録
- 規則 1506 意匠出願の方式審査
- 規則 1507 方式審査報告に関する出願人の行為
- 規則 1508 任意の取下
- 規則 1509 最終処分
- 規則 1510 意匠出願
- 規則 1511 手数料の納付
- 規則 1511.1 手数料の不納付の効果
- 規則 1512 見本
- 規則 1513 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式
- 規則 1513.1 名称
- 規則 1513.2 図面の各図の簡単な説明
- 規則 1513.3 特徴
- 規則 1513.4 クレーム
- 規則 1514 意匠の図面に関する特別な要件
- 規則 1514.1 意匠の図形表示の要件
- 規則 1514.2 意匠の図面への破線の使用
- 規則 1515 1 の出願における複数の意匠
- 規則 1516 限定；分割
- 規則 1516.1 分割出願の期間
- 規則 1517 意匠出願の公告
- 規則 1518 意匠登録の存続期間
- 規則 1519 更新手数料
- 規則 1520 意匠登録の取消

規則 1520.1

第 16 部 実用新案及び意匠の共通規定

第 1 章 登録性

規則 1600 新規性；先行技術

規則 1601 不利にならない開示

第 2 章 登録を受ける権利

規則 1602 登録を受ける権利

第 3 章 出願書類

規則 1603 出願書類の提示

規則 1604 禁止事項

規則 1605 対応する外国出願に関する情報

規則 1606

規則 1607 不遵守

第 4 章 図面

規則 1608 図面

第 5 章 代理；署名

規則 1609 弁護士又は代理人の雇用の勧め

規則 1610 居住する代理人の指名

規則 1611 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

第 6 章 登録の請求をすることができる者

規則 1612 登録の請求をすることができる者

第 7 章 分類及び調査

規則 1613 分類及び調査

規則 1614 未公告の、取り下げられた及び権利放棄した出願は引用しない

第 8 章 出願人による補正

規則 1615 出願人による補正

第 9 章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

規則 1616 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

規則 1617 出願ファイル・ラッパーの再構成

第 17 部 不利な情報

- 規則 1700 実用新案及び意匠登録出願のコミュニティ・レビュー
- 規則 1701 不利な情報
- 規則 1702 局長の決定
- 規則 1703 不利な情報のない実用新案及び意匠の登録

第 18 部 登録証

- 規則 1800 登録証の内容
- 規則 1801 書類の閲覧

第 19 部 実用新案及び意匠の出願又は登録に影響するその他の手続

第 1 章 登録証の譲渡，権利放棄，訂正及び補正；権利の記録及び移転

- 規則 1900 登録証の譲渡，権利放棄，訂正及び補正；権利の記録及び移転

第 2 章 登録性に関する報告の請求

- 規則 1901 登録性に関する報告を請求することができる者
- 規則 1902 登録性に関する報告の内容
- 規則 1903 報告の発行期限

第 20 部 申請及び不服申立

- 規則 2000 申請及び不服申立

最終規定

- 第 1 条 通信
- 第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金
- 第 3 条 実施
- 第 4 条 廃止
- 第 5 条 可分性
- 第 6 条 施行

総則 名称及び解釈

第1条 名称

本規則は、特許・実用新案・意匠に関する施行規則と称する。

第2条 適用範囲

本規則は、特許証の付与、付与後の要件及び手続並びに実用新案及び意匠の登録、登録後の要件及び手続を含む、特許、実用新案及び意匠登録申請の出願及び審査に係る事案に適用する。

第3条 解釈

本規則は、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律 No. 8293 の目的を達するために寛大に解釈されるものとする。

第1部 定義

規則100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、特許局をいう。
- (b) 「局長」とは、特許局長をいう。
- (c) 「長官」とは、知的財産権庁の長をいう。
- (d) 「審査官」とは、特許局の上級職員又は一般職員であつて、出願を審査する権限を与えられた者をいう。
- (e) 「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律 No. 8293 をいう。
- (f) 「IPOPHL 電子公報」とは、知的財産権庁の刊行物であつて、IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (g) 「庁」とは、知的財産権庁をいう。
- (h) 「PCT」とは、特許協力条約をいう。
- (i) 「規則」とは、この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。
- (j) 「WIPO」とは、世界知的所有権機関をいう。

第2部 特許性

規則 200 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である技術的解決は、特許を受けることができる。(IP法第21条)

規則 201 特許を受けることができる発明の法定分類

特許を受けることができる発明は、次のものであるか又は次のものに関連する。

- (a) 機械、装置などの製品、製造物品、組成物、微生物
- (b) 使用方法、製造方法などの方法、非生物学的方法、微生物学的方法
- (c) コンピュータ関連発明
- (d) 前記の何れかの改良

規則 202 特許を受けることができない発明

次のものは、特許による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論及び数学的方法、自然法則、科学的事実又は知識そのもの
- (b) 抽象的なアイデア又は理論、概念に技術的效果をもたらす手段又は方法を除く基本的な概念
- (c) 精神的活動の遂行、遊戯に関する計画、法則及び方法
- (d) 方法又は機構を実施する技術的手段を備えない事業取引をする方法又は機構などの事業行為の方法
- (e) コンピュータ・プログラム
- (f) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
- (g) 植物の品種、動物の品種又は植物及び動物の生産のための本質的に生物学的方法。本規定は、微生物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法には適用しない。
- (h) 美的創作物、及び
- (i) 公序良俗、保健、福祉若しくは道徳に反するもの、ヒト若しくは動物のクローン又は生殖細胞系遺伝子の組み替え方法又はヒト胚の使用

規則 203 新規性

発明は、先行技術の一部を構成する場合は、新規であるとみなされない。(IP法第23条)

規則 204 先行技術

次のものは、先行技術を構成する。

- (a) 書面又は口頭による開示、実施又はその他の方法で、発明を主張する出願の出願日又は優先日の前に世界のどこかで公衆の利用に供されているすべてのもの。それが秘密でなく又は特定の集団による実施に限定されていない場合に、情報は公衆の利用に供されているとみなされる。フィリピン国内外を問わず、先使用及び口頭による開示は実質的な証拠により証明されなければならない。
- (b) フィリピン知的財産庁により公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、

かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する先の特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、IP 法第 31 条に基づいて先の出願の出願日を正当に主張する出願は、当該先の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願の発明の出願人又は発明者が同一でないことを条件とする。(IP 法第 24 条)

(c) 出願の出願日前に公開された、本質的に同一な発明を開示する対応外国出願の全内容又はその明細書。単なる形式的な、重要でない又は自明な変形形態を除く、重要な事項の構成が当該の発明を特徴づける場合に、発明は本質的に同一であると判断される。

(d) 2 以上の出願が同一の発明に関して独立して出願され、後の出願が最先の出願又は先の出願が公開される前に出願された場合は、後の出願の出願日又は優先日以後に IP 法第 44 条に基づき公開された先の又は最先の出願の全内容は、後の出願の新規性を損なう。

規則 204.1 均等物

新規性評価では、厳格な審査基準を適用することを要する。新規性を損ねるためには、単一の先行技術文献により、クレームされた発明のあらゆる構成要素が開示されなければならない。均等物は進歩性評価においてのみ検討される。

規則 205 不利にならない開示

出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、それが次の場合に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さない。

- (a) 発明者又は出願日の時点で当該特許に対する権利を有していた者によるものである場合
- (b) 外国の特許庁又は局若しくは庁によってなされた場合であって、当該情報が、
 - (i) 発明者がした別の出願に記載され、当該官庁によって開示されるべきではなかったとき、又は
 - (ii) 発明者から直接又は間接にこれを得た第三者により当該発明者の認識又は同意なく行われた出願に記載されているとき、又は
- (c) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合。ただし、係属中の特許出願を公開した外国特許庁又は PCT 経由の特許出願を公開する WIPO によってなされた場合は除く。

規則 206 進歩性

(a) 発明を主張する出願の出願日又は優先日において、当該発明が先行技術に照らして「当該技術分野における通常の知識を有する者」にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有する。(IP 法第 26 条)

(b) 進歩性を評価する際は、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されている先行技術のみを考慮する。

規則 207 当該技術分野における通常の知識を有する者

当該技術分野における通常の知識を有する者とは、関連する日において、当該技術について一般的知識とされているものを知っている通常の実務家とみなされる者をいう。その者は、相互に、かつ、関係技術に十分に関連するあらゆる事項について知識を有し、また、発明者が関与した個々の課題に合理的に関係するあらゆる技術について知識を有するとみなされる。

その者はまた、実務及び実験作業について通常的手段及び能力を有しているものとみなされる。

規則 208 産業上の利用性

何れかの産業において製造し、かつ、使用することができる発明は、産業上の利用性を有する。(IP 法第 27 条)

第3部 特許を受ける権利

規則 300 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者、その相続人又は譲受人に属する。2以上の者が共同して発明した場合は、特許を受ける権利は、共同でこれらの者に属する。(IP法第28条)

規則 301 出願に出願人として記名することができる者

出願は、現実の発明者が又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、これを行うことができる。

規則 302 委託によりなされた発明

契約に別段の定めがない限り、当該業務を委託した者が当該特許を所有する。(IP法第30条(30.1))

規則 303 雇用中になされた発明

従業者が雇用契約中に発明をなした場合は、特許は、次の者に属する。

(a) 発明行為が従業者の正規の職務の一部でない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用したときでも、従業者

(b) 発明が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、使用者

(IP法第30条(30.2))

規則 304 先願主義

2以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の発明をした場合は、特許を受ける権利は、その発明について出願をした者に属し、同一の発明について2以上の出願があった場合は、特許を受ける権利は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。(IP法第29条)

別個かつ独立になされた同一の発明に関する2以上の出願が同一の出願日又は優先日を有する場合は、特許を受ける権利を有する者を決定するに際し、出願日の出願時間が考慮される。

規則 305 優先権

条約又は法律によりフィリピンの国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に発明している者によりなされた特許出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

(a) 当該フィリピンにおける出願において優先権を明示的に主張すること

(b) 当該出願を最先の外国出願を行った日から12月以内に行うこと、及び

(c) フィリピンにおける出願日から6月以内に当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

(IP法第31条)

局長は、適正な理由が示されたときに又はフィリピンが加盟しているか若しくは加盟する可能性がある条約に基づいて、この6月の期間を延長することができる。ただし、延長期間は、最長で6月までとする。

規則 306 複合優先権

1 の出願は、異なる国々からであっても複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づく。ただし、フィリピンにおける出願と優先権出願が共通の発明者又は出願人を有することを条件とする。

対応する複数の優先権主張を伴う出願手数料は、複数の優先権主張を伴う出願の書類提出時に納付する。

規則 306.1

1 以上の優先権が主張された場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含まれた発明の技術的特徴のみを対象とする。

規則 306.2

優先権が主張されている発明のある技術的特徴が先の出願において記載されているクレームに存在しない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体として当該技術的特徴を特に開示していることを条件とする。

規則 306.3

ある出願において先の出願の優先権を主張することが可能であったが、出願した時に当該優先権の主張を記載していなかった場合は、出願人は、出願日から 2 月以内に優先権主張をする。出願後に優先権を主張する際は、次を伴う。

(a) 優先権主張の遅延が故意ではなかった旨を記載した出願人の宣言書、及び

(b) 所定の料金の全額納付所定の期間内に優先権を主張しなかった場合は、当該出願は当該優先権の主張がされなかったものと取り扱われる。

規則 307 外国出願の認証謄本

規則 305 にいう外国出願の認証謄本とは、当該外国出願を受領した特許庁又は当該外国出願を公式に保管する他の官庁が優先権出願のその真正又は忠実な複製であることを適正に認証した謄本を指す。

第4部 特許出願

規則 400 特許出願

特許出願は、書面により行う。特許出願書類はフィリピン語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出しなければならない。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。出願書類はすべて局長宛としなければならない。

出願には、次のものを含める。

- (a) 適正に作成された特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム、及び
- (e) 要約書

付与を求める願書を除き、書面による出願書類を構成する書類は、4部提出する。

規則 401 手数料の納付

出願は、出願日後1月以内に出願手数料、調査手数料及び公告手数料(第1回公告)を全額納付することを条件とする。

規則 401.1 手数料の不納付の効果

出願は、規則401に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、権利放棄したとみなされる。

権利放棄した出願は、出願が権利放棄した旨の通知の郵送日から4月以内に出願人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利放棄した出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該の出願は記録から削除され、局により処分される。

規則 402 書類への標記；受領確認

局は、出願書類を構成する書類に受領日を付す。出願番号、出願日、出願人の名称及び発明の名称を記載した受領確認を発行する。

規則 403 願書の様式；庁の出願様式

願書は、庁が作成した様式で作成する。庁は、出願人の便宜のために、標準的な願書の様式(特許の付与を求める願書)を作成して利用に供するものとし、出願人その他の者は、これを自己の費用で複製することができる。

規則 404 願書

願書には、次の事項を記載する。

- (a) 特許の付与を求める申請
- (b) 出願人の名称及び宛先
- (c) 発明の名称
- (d) 発明者の名称

(e) 条約上の優先権の主張を伴う場合は、出願が最初になされた外国における出願番号、出願書類を提出した国及び出願日を記載する。

(f) (もしあれば)居住する代理人の名称及び宛先、及び

(g) 出願人又は居住する代理人の署名

規則 405 発明の開示及び説明

出願書類においては、当該技術分野における通常の知識を有する者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な方法で発明を開示する。

規則 406 有効な開示の基準

有効な開示の基準は、開示を受けた者が、当該開示中の指示に従って当該発明を実施することができるか否かである。

規則 406.1 有効な開示

有効な開示には、実施例を用いた少なくとも 1 の発明の実施方法の明確かつ詳細な説明を含める。有効な開示には、発明の製造、実施及び使用の手法又は方法を含む当該発明の技術的部分の十分かつ明確な開示を含め、推測する余地を残してはならない。

化学物質及び医薬品が対象である場合、開示には、1 以上の代表的な実施形態又は実施例、医薬品が対象である場合は薬理的検査の結果の説明を含め、すべての化合物にはクレームされた活性を含めなければならない。

規則 407 明細書の内容

明細書は、次の通りとする。

(a) 発明の関連する技術分野を明記する。

(b) 発明の理解、調査報告の作成及び審査に有用であるとみられる背景技術を出願人が知る限り示し、かつ、当該技術を示す書類を引用するのが望ましい。

(c) 技術的課題(それなりに明白に記載していなくても)及びその解決を理解することが可能な用語を用いて、主張する発明を開示し、かつ、背景技術の引用により発明の有利な効果を記載する。

(d) 適切な場合は発明のそれぞれの要素について、参照文字又は数字(後者が望ましい)を用いて言及する。当該の文字又は数字は、図面に適切に描写しなければならない。改良の場合、詳細な説明は、特に新規性かつ進歩性があるとみなされる可能性のある改良の概念を提示し、改良点を明確かつ完全に理解させるため先行技術に属する技術的特徴に関して説明しなければならない。

(e) もしあれば図面の図を簡単に説明する。

(f) 適切な場合は例を用いて、もしあれば図面を参照して、主張する発明を実施する方法の少なくとも 1 を詳細に説明する。

(g) 発明の説明又は内容から自明でない場合は、発明を産業で利用することができる方法を明白に示す。

規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

出願が微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の使用を必要とする場合において、その発明を当該技術分野における通常の知識を有する者が実施することができるような方法では、その微生物を出願に十分に開示することができず、また、その微生物を公衆の利用に供することができないときは、発明は、次の状況においてのみ開示されたものとみなす。

- (a) 微生物の培養体が出願前に寄託機関に寄託されていること
- (b) 寄託機関及び培養体寄託番号が出願書類に記載されていること。この情報が出願の時点で未だ入手可能でない場合は、当該情報は、審査官の請求から 2 月以内に提出しなければならない。IP 法第 44 条に基づく出願の公開は、当該情報の提出を待って行われる。
- (c) なされた出願が、微生物の特性に関して、出願人による入手が可能な関連情報を与えること

規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の新種の株の使用を必要とする出願は、次の条件が満たされた場合にのみ許可される。

- (a) 寄託が公認の国際寄託機関になされたこと
- (b) 当該寄託の証拠及び寄託機関が割り当てた適切な識別又は寄託番号が提出されたこと、及び
- (c) 寄託機関が、培養体を永続的に保管し、公開された特許出願に関する事項について利害を有する者に当該培養体を分譲する契約上の義務を負っていること

規則 410 発明の名称

発明の名称は、できる限り短くかつ具体的とする。当該の名称は、明細書の第 1 頁に標題として記載する。当該の名称は、専門用語を使用し、特に発明の技術的特徴に言及する。架空名称は、発明の名称として一切許可されない。

規則 411 開示の要約

要約書は、別の紙面に「開示の要約」との標題を付して作成し、明細書、クレーム及び図面が含む発明の開示の簡潔な概要からなるものとし、150 語以内であることが望ましい。要約書は、技術的課題、発明による課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明確に起草しなければならない。要約書は、技術情報としてのみ用いる。発明の範囲は、特定技術分野の調査の有効な基盤として用いることができるように開示されることが望ましい。

規則 412 禁止事項

- (a) 次のものは、出願書類に含めてはならない。
 - (i) 「公序」又は良俗に反する記述その他の事項
 - (ii) 特定の者又は出願人以外の者の製品若しくは方法又はその者の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を誹謗する記述。先行技術との単なる比較は、それ自体では誹謗するものとはみなさない。
 - (iii) 状況に鑑みてあきらかに無関係又は不要な記述その他の事項

(b) 本条規則にいう禁止事項が出願に含まれる場合は、局は、出願公開時にこれを削除し、削除した語の場所及び数又は削除した図面の数を指摘する。

規則 413 図面の一般的要件

(a) 図面は、出願人が署名しなければならない又は代理人が出願人の氏名を図面に表示する。図面は、クレームの対象である発明のあらゆる特徴を示さなければならない。図面は、複数の図で構成し、発明の完全な理解の助けとなるように発明の全ての特徴を示すことができ、各図には連続番号を付し、簡単な説明を表示しなければならない。

(b) 発明が先行技術の改良である場合、図面は、1以上の図で、点線で示される従来の構造との関係において新規又は進歩的な改良を示さなければならない。図面に示された発明のすべての要素には、判読可能な文字又は数字を割り振り、適切な場合は、言及された特定の要素に向かう指示線を添える。特定の要素に割り振られた参照番号又は文字は、詳細な説明に説明されたか又は言及されたものと一致させる。

(c) 各図の各要素は、図の他の各要素と適正な割合にする。ただし、別の割合を使用することが図を明確にするために不可欠である場合は、この限りでない。

(d) 発明の同じ部分が図面中の1以上の図に存在する場合は、必ず同じ文字で示し、別の部分を示すために同じ文字を使用してはならない。

規則 414.1 図面への最適化についての統一基準

各図面原本は、発明の十分かつ明確な視覚化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。発明者、庁及び公衆のために最良の結果をもたらす目的で、技術図面作成の標準要件に従わなければならない。

従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願審査を確実に遅らせることになる。

規則 414.2 用紙及びインク

図面は、滑らかで、光沢がなく、インクによる消去や修正ができる十分な厚みと耐久性のある白紙で作成しなければならない。図面に均質の線を引くために、黒インク又は同質物のみを使用することができる。線及びその他の要素を隠すための白色顔料の使用は、認めない。

規則 414.3 紙の大きさ及び余白

図面は、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさの紙に作成する。最小の余白は、次の通りとする。

上方 ; 2.5cm

左方 ; 2.5cm

右方 ; 1.5cm

下方 ; 1cm

図面、図の番号、参照番号及び署名は、余白で囲まれたスペースに収めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上方とみなし、その仮想線から下向きに 3cm 以上を、名称、番号及び日付よりなる標題のために空白にしておく。

規則 414.4 文字及び線の色

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、製図器具を使用して作成しなければならない。図面は、色づけせずに、耐久性があり、黒色で、十分な濃さがあり、統一的な線幅のある、明確な線を用いて作成する。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものを含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならない、また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面は、斜め線の網掛けで示し、これが参照記号及び引き出し線の明確な読み取りを妨げてはならない。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。

規則 414.5 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない

図面は、明瞭に徹するように、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示す。また断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影部には太線を使用するが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。図面の作成においては、光の位置は、常に左上隅から45度の角度で射し込むものと想定する。

規則 414.6 図面の縮尺；図面の提示

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく発明の異なる各図を明確かつ十分に示す大きさでなければならない。1の用紙に十分に収まらない場合は、2以上の用紙を使用することができるが、用紙の枚数は、必要最小限とする。

同じ図面の用紙には、複数の図を含めることができる。2以上の用紙に含まれる図が、事実上単一の完全な図を形成する場合は、複数の用紙に含まれる図は、各用紙に掲載される図のいずれの部分も隠すことなく完全な図にまとめることができるよう配置する。

図面の縮尺及びその実施図の特性は、3分の2の大きさに直線を縮尺して写真により複製したもので、すべての詳細を問題なく識別することができる。

例外的な場合には、図面上に縮尺が示されていれば、図により表示する。

規則 414.7 参照文字及び数字

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は、記入方法に注意しなければならない。高さは、なるべく32mm以上とし、10.6mmへの縮小に耐えられるようにする。十分な余地があるときは、これより大幅に大きくしてもよい。参照文字及び数字は、図面の密接した、かつ、複雑な部分の完全な理解を妨げないように配置するものとし、線と交差又は交錯することが殆どないようにする。一定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しない。これを避けることができない場合は、文字が入る陰影の部分を白抜きにして、図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。図面に記載される数字、基準線は全て簡潔かつ明確なものにする。角括弧、丸括弧又は引用符は、数字及び文字と関連しては使用

しない。

規則 414.8 署名の位置

出願人の氏名及び署名又はその正式の権限を付与された代表者の氏名及び署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に記載するものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

規則 414.9 図面用紙における大きな図の位置

各図は、無駄な余白を作らずに、相互から明確に離して1以上の用紙に縦長に配置するのが望ましい。図が縦長に配置されない場合、例えば、発明を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、図の上部が用紙の左側に来るように横書きで表示する。

規則 414.10 フローチャート及び図表

フローチャート及び図表は、発明の明確な理解の助けとなる場合は、図面とみなされることがある。

規則 414.11 IPOPHL 電子公報の図面の要件

原則として、各発明について1の図のみをIPOPHL 電子公報に表示することができる。図面の図は、発明の内容又はその具体的な改良点を示すものを選択しなければならない。この目的のため、図は、審査官の判断により、斜視図、平面図、側面図又は断面図にする。

規則 414.12 参照記号

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆も同様とする。参照記号で表示する同一の特徴は、出願、明細書及び図面全体において同一の記号で表示する。図面に多数の参照記号が含まれない場合は、全ての参照記号及びそれにより表示された特徴を列挙した別紙を添付することが強く推奨される。

規則 414.13 写真

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真現像用の原版は、絶対に受理されない。

(b) 斥は、作図方法では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、インクによる図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真又は(写真平版又はその他スクリーン印刷による写真の複製でない)顕微鏡写真を受理する。写真又は顕微鏡写真は、インクによる図面よりも発明を明瞭に示さなければならず、また、当該図面に関する規則に従う。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印画紙、すなわち表面が滑らかで、白無地の印画紙に焼き付けた写真又は適切な寸法の感熱紙又は少なくとも材料20のボンド紙に印刷された写真。

規則 414.14 図面に記載してはならないもの

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

規則 414. 15 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

前記の規則に従って作成していない図面は、発明を十分に例示しているときは審査の目的で認められるが、この場合は、出願が許可される前に図面を訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を採用することが望ましい。

規則 415 クレーム

(a) 特許出願は、出願人が発明とみなす部分、改良又は組合せを特に指摘し、かつ、明確に主張するクレームで締め括らなければならない。

(b) 出願には、出願の主題を考慮して、保護を求める事項を限定する単一のクレームで本主題をカバーすることが適切でない場合は、同一カテゴリ(物、方法、装置又は用途)の 1 以上の独立クレームを含めることができる。各クレームは、明瞭かつ簡潔であるものとし、説明によって裏付けられる。

(c) 1 以上の従属クレームを提示して、同一の出願において前出させた 1 以上の他のクレームを引用し、また、更に限定することができる。2 以上の他のクレームを引用する従属クレーム(「多項従属クレーム」)は、当該他のクレームを択一的にのみ引用する。多項従属クレームは、他の多項従属クレームの基礎としてはならない。

(d) クレームは、明細書に記載する発明と一致しなければならない。また、クレームで用いる語句については、明細書中に明確な裏付け又は先例を記載して、当該明細書を参照することにより用語の意味を確認することができるようにしなければならない。絶対に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関してクレームが明細書又は図面を引用することがあってはならない。特に、「明細書第 xxx 部に記載したように」又は「図面第 xxx 図に例示したように」等の引用をしてはならない。

(e) 発明が改良に関する場合は、クレームで具体的に改良点を示し、クレームされた主題を定義するのに必要な先行技術の特徴を示す前提部の陳述と合わせて、改良点を明確に主張しなければならない。

規則 416 クレームの様式及び内容

クレームは、保護を求める事項を発明の技術的特徴に基づいて定義する。適切な場合は、クレームには次のものを含める。

(a) 発明の主題を指定する記述及びクレームする主題の定義のために必要とするが、組み合わせると先行技術の一部をなす技術的特徴を示す文言

(b) (a)にいう特徴との組合せで保護を求める技術的特徴を、「を特徴とする」又は「によって特徴付けられる」との表現を先行させて記述した特徴付けの部分

(c) 出願に図面が含まれる場合に、クレームを理解しやすくするときは、クレームに記載した技術的特徴の後に、これらの特徴と関連付ける参照記号を括弧に入れて付すことが望ましい。これらの参照記号は、クレームを限定するとは解されない。

規則 417 手数料が生じるクレーム

出願の時点で 5 を超えるクレーム、独立及び／若しくは多項／択一的従属クレーム又は出願日後に各クレームの全体について 5 を超えて追加されたクレームで構成される出願は、クレ

ーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後 1 月以内に納付しなければならない。クレーム手数料を期日までに全額納付しなかった場合は、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から 1 月の猶予期間内は、納付することができる。クレーム手数料が期限及び猶予期間内に全額納付されなかった場合又はクレーム手数料が実体審査の期間中の所定の期限内に全額納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなす。手数料計算の目的で、1 の多項従属クレームは、その中で直接引用したクレーム数とそのクレーム数であるとみなされる。更には、1 の多項従属クレームに従属するクレームは、その多項従属クレームにおいて直接引用するクレーム数とそのクレーム数であるとみなされる。その他の出願手数料に加えて、多項従属クレームを伴うか又はこれを含むように補正した原出願については、所定の追加手数料を納付しなければならない。従属クレームは、当該従属クレームに引用するクレームのすべての限定を含むと解釈される。多項数の従属クレームは、引用により、それが関連して考慮される特定の各クレームのすべての限定を取り込むものと解釈される。

規則 418 出願書類の提示

(a) 発明特許出願のための書類であって、庁の永久記録の一部になるものはすべて、原本に限らなければならない。当該書類は、用紙の片面に、読み取りが可能なように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。

必要な場合は、タイプライター又はワードプロセッサにより印刷できない図式記号及び符号並びに化学式又は数式のみを手書にすること又は描くことができる。タイプ打は、行間を 1.5 とする。文章事項は、すべて活字を使用し、大文字活字は高さを 0.21cm 以上とし、濃い消えない色で書く。

(b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある 29.7cm×21cm すなわち A4 判の用紙を用いる。

(c) 発明特許の明細書及びクレームは、5 行ごとに番号を付すものとし、その番号は、左の余白に記載しなければならない。

(d) 明細書、クレーム及び開示の要約には、化学式及び数式を含めることができる。明細書及び開示の要約には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長で表示することができる。表又は化学式若しくは数式を横書きで表示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表す。この要件を満たさないデータについても、国際慣行で認知された単位で表す。数式については、一般的に使用される記号を使用する。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般的に認められている技術用語、標識及び記号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(願書、明細書、クレーム、図面及び開示の要約)は、別個の用紙から始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じる。

(h) 文書の余白は、次の範囲内とする。

上部；2cm から 4cm まで

左側；2.5cm から 4cm まで

右側；2cm から 3cm まで

下部；2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字により連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願を構成する書類の部数は、願書を除いて、4 通とする

規則 419 発明のひな形が必要である

特許を求める発明が出願書類では十分に説明することが不可能である場合は、庁が機械の正確な操作を十分かつ簡単に理解することができるようにするために、実演用にひな形を要求することができる。審査官は、出願人に当該要求を通知するものとし、これは、公的措置を構成する。ひな形が庁による要求に応じて提出された場合は、実施可能性の審査報告書、その提出日及び実演日並びにその出願日をファイル・ラッパーに記入する。要求していないか又は認めていないひな形は、出願人に返還する。

規則 419.1 ひな形の要件

要求されたひな形は、発明のクレームの主題をなす機械のあらゆる特徴を明瞭に表すものでなければならない。ただし、ひな形で発明を示すことが必要な場合を除き、実際の発明又は改良が対象とする事項以外の事項は含めない。

規則 419.2 審査の停止

ひな形が要求された場合、出願人は所定の手数料を全額納付して審査停止の請求を提出することができる。審査停止の期間は、当該の請求の提出日から 6 月を超えない。所定の期間内にひな形を提出しなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

規則 419.3 ひな形に用いるべき材料

ひな形は、耐久性のある材料で手際よく丈夫に作らなければならない。ただし、材料が発明の本質的特徴をなす場合は、ひな形は、その材料で作らなければならない。

規則 419.4 出願人へのひな形の返還

拒絶又は取り下げられたすべての出願において、ひな形は、庁に保管することが必要であるとみなさない限り、出願人による請求があり、かつ、費用負担があったときに、出願人に返還することができる。

規則 419.5 工場の訪問及び検査

発明の物理的特徴のためひな形の提出ができない場合(例えば、大型の機械、装置、システム)、出願人は発明の実施可能性を明確に評価するため工場の訪問及び検査の請求を提出することができる。当該出願を取り扱う審査官は、訪問及び検査に責任を負い、発明の実施可能性に

関する報告書を作成する。報告書のコピーは、出願のファイル・ラッパーの一部を構成し、別のコピーを局長に提出する。出願人は、訪問中に生じ得る費用を負担する。

規則 420 弁護士又は特許代理人の雇用の勧め

出願人又はその権利全体の譲受人は、自己の事件を遂行することができるが、特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため、当該事項に精通しているのではない限り、有能な弁護士又は特許代理人を雇うことが望ましい。庁は、弁護士又は特許代理人の選任に当たり、支援をすることはできない。

規則 421 居住する代理人の指名

フィリピンの居住者でない出願人は、特許出願又は特許に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分の送達を受けるフィリピンに居住する代理人を指名し、かつ、維持しなければならない。

規則 421.1 記録上の代理人

出願には、特許代理人の氏名及び連絡先を含める。代理人とは、次のものとする。

(a) 出願の審査手続又は管理に関する事務手続を行う／記録にアクセスする権限を与えられていること

(b) 庁との通信、通知及び応答すべてに対応すること

出願人が2以上の代理人を指名した場合は、庁は、最後に指名され登録された代理人にすべての処分を送達する。代理人は、本人の書面による授權がある場合にのみ、復代理人又は準代理人を指名することができる。ただし、復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

委任状又は授權状は、局長への適切な届出があったときは、事件の手続の如何なる段階においても取り消すことができ、取消があったときは、庁は、出願人又は出願人が後に指名する代理人に直接知らせる。

規則 422

(a) 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

出願人及びその代理人は、節度と礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し又は行動することに固執する出願人は、代理人による代理が要求され、本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は局長に提出され、その直接命令により、差出人に返還される。

(b) 審査官に対する不服申立は別個の書類で行うこと

審査官及び他の上級職員に対する不服申立は、他の書類とは別個の通信においてなされなければならない。かつ、局長により又は局長の指示に基づいて速やかに調査される。

第5部 特許出願をすることができる者

規則 500 特許出願をすることができる者

自然人，法人を問わず，何人も特許出願をすることができる。出願人が発明者でない場合は，庁は，特許出願をする権限の証拠を提出するよう出願人に求める。

規則 501 出願人の死亡，心神喪失又は無能力になった場合

出願人が死亡したか，心神喪失又は無能力になった場合は，出願人の法定遺産管理人，遺言執行人，後見人，財産管理人又は代理人は，出願書類及び他の書類に署名することができる。また出願人の法定遺産管理人，遺言執行人，後見人，財産管理人又は代理人は，出願人，その相続人又は譲受人の名義で特許を出願し取得することもできる。

規則 502 譲渡された発明及び特許

発明における権利全体が譲渡された場合は，譲受人により又はその名義で出願することができる。譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は，その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は，各共有者が出願書類に署名する。

規則 503 法人の定義

法人とは，複数個人の団体，企業，パートナーシップ，あらゆる法的主体であって，株主，パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものをいう。

規則 504 権限の証拠

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は，当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが，その他の者が法人の代理として署名する場合は，局は，その者に対し，出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

規則 505 署名の形式

署名を要する場合は，庁は，次のものを認める。

(a) 手書の署名，又は

(b) 手書の署名に代えて，印刷又は押印した署名，印章又は拇印の使用等の他の形式の署名の使用。ただし，印章又は拇印を使用する場合は，これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。

前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については，当該署名が特許証の放棄に係わる場合を除き，認証，公証，公認その他の証明を必要としない。

第6部 出願日及び方式審査

規則 600 出願日の要件

特許出願の出願日は、庁が次の要素を英語又はフィリピン語で受領した日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示の又は黙示の表示
- (b) 出願人を特定する情報、及び
- (c) 発明の明細書及び1以上のクレーム

規則 600.1 不完全な出願

出願書類で図面に言及している場合において、当該図面が出願書類に含まれていないときは、当該出願は不完全とみなされる。

規則 600.2

出願日取得の目的で、局は、居住する代理人が受領した出願書類の写しをファクシミリ又は電子メールにより受領することができる。ただし、出願日から2月以内に原本が提出されることを条件とし、提出されない場合は、出願日は、原本を庁が受理した日に変更される。

規則 601 出願日の認定

庁は、本規則に規定する出願日の認定に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願日を認定することができない場合は、出願人には不備を補正する機会が与えられる。本規則に定める要素のすべてが出願書類に含まれていない場合は、出願日は、これらすべてを受領した日とする。出願書類が庁に最初に提出された日から2月以内に不備が是正されなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなす。(IP法第41条)

規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面

(a) 方式審査の結果、図面が出願日後に提出されたことが明らかになった場合は、局は、出願人に対して、出願人が図面を提出した日を新たに提出日として認定するよう2月以内に請求しない限り、図面及び出願書類における図面への言及が削除されたものとみなす旨の通知を送付する。

(b) 方式審査の結果、図面が提出されていないことが明らかになった場合は、局は、2月以内に図面を提出するよう出願人に要求する。局は、図面が提出された日を新たにその出願の出願日として認定する旨、また、期日までに提出されない場合は出願書類における図面への言及を削除されたものとみなす旨も出願人に通知する。出願日後に提出された明細書中の最初の開示の範囲を超える追加図面は、受領されず、出願人は、受領されなかった旨を通知される。

(c) 出願人が図面を提出した日を新たに提出日として認定するよう当該図面提出日から2月以内に請求しない限り、紛失した図面及び出願日後に提出された明細書中の当該の図面への言及を削除されたものとみなす。

(d) 局と出願人との間のその後のすべての通信においては、新しい出願日を引用する。

規則 603 方式審査

特許出願に出願日が認定され、かつ、所定の手数料が 1 月以内に納付された場合は、本規則に規定された方式要件を考慮して出願は審査される。

- (a) フィリピン特許の付与を求める願書の内容
- (b) 条約上の優先権を主張する場合は、優先権書類(例えば、優先権出願の出願番号、出願日及び国名に係るもの)
- (c) 出願人が発明者でない場合は、権限の証拠
- (d) 譲渡証書
- (e) 他の手数料の全額納付(例；超過クレームに係るもの)
- (f) 出願人の署名
- (g) 発明者の特定、及び
- (h) 正式図面

規則 604 発明の単一性

(a) 出願は、1 の発明又は単一の発明概念を形成する 1 群の発明についてのみ行う。(IP 法第 38 条(38.1))

(b) 単一の発明概念を形成しない複数の独立した発明が 1 の出願においてクレームされている場合は、局長は、当該出願を単一の発明に限定するよう要求することができる。分割した発明についてなされる後の出願は、最初の出願と同一の日に出願されたものとみなす。ただし、分割の要求が確定した後 4 月以内又は 4 月を超えない範囲で認められる追加期間内に後の出願がなされることを条件とする。更に、各分割出願が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。(IP 法第 38 条(38.2))

規則 604.1

発明の単一性の要件を満たさない出願に特許が付与されたという事実は、特許を取り消す理由にはならない。(IP 法第 38 条(38.1))

規則 605 発明の単一性の要件

(a) 発明の要件は、複数の発明が、1 以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を伴った技術的関係を有する場合にのみ満たされる。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされている各発明が全体として先行技術を改良する貢献を明示する技術的特徴をいう。

(b) 1 群の発明が単一の包括的発明概念を形成するように結び付いているか否かの判定は、発明が別々のクレームにおいて主張されているか又は単一のクレーム内で択一的に主張されているかを考慮しない。

(c) カテゴリーが異なる複数の独立クレームは、単一の発明概念を形成するように結び付いて 1 群の発明を構成することができる。結び付きとは、例えば、製品とその製法との間の結び付き又は製法とその製法を実施するための装置との間の結び付きをいう。

(d) 次の事例に示す 1 の出願では、異なるカテゴリーのクレームからなる特徴を有する組み合わせが許される。

(1) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に採用された製法に係る独立クレーム及び製品の使用に係る独立クレーム

(2) ある製法に係る独立クレームに加えて、当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム、又は

(3) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に適合させた製法に係る独立クレーム及び当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム

規則 606 要求の再考

(a) 出願人は、分割の要求に同意しない場合は、理由を挙げて、当該要求の再考、撤回又は変更を請求することができる。出願人は、再考を請求するに際し、遂行を求める 1 の発明を暫定的に選択しなければならず、当該発明は、当該要求が確定した場合に選択されるべき発明とする。

(b) 分割の要求は、請求があったときは再考される。要求が繰り返され、確定した場合は、審査官は、選択された発明のクレームについて処分を行う。

規則 607 分割の要求についての不服申立

分割の要求が確定した後、出願人は、処分の残りについてなすべき応答をした上で、所定の手数料の全額納付と共に、要求について不服申立をすることができる。当該不服申立の間も、選択した発明のクレームについては継続して手続を遂行することができる。不服申立の結果が確定するまでは、処分又は選択した発明のクレームの許可は遅らせられる。要求について再考を請求しなかった場合は、不服申立は認められない。

規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示

出願についての庁の処分の後、出願人が従前にクレームしていた発明から分割し得る発明を対象としてクレームを提示した場合において、当該クレームは、補正が施されているときは拒絶され、出願人は、当該クレームを従前にクレームしていた発明に限定するよう要求される。

規則 609 群の選択

出願が 1 の属クレーム及び当該クレームが包含する複数の群の各々に別個に限定されているクレームを含む出願に関する第 1 回処分において、審査官が属クレームに関して完全に調査した後に、提示された当該属クレームが容認可能なものでないとの見解であり、最終的には容認が維持されないときは、審査官は、出願人に対し、そのクレームが限定される発明の群を当該処分への応答において選択するよう要求する。

開示された発明の群概念にも属概念にも該当しないクレームは認めることができる。マーカッシュ型のクレーム、すなわち群概念のクレームとして適正にクレームし得る構成物又は変形を選択的な態様で列挙したクレームも、同様に認めることができる。ただし、出願人が納付すべき手数料の金額は、当該マーカッシュ型のクレームで列挙された構成物又は変形の数に基づいて計算される。

規則 610 選択されない発明の分離出願

分割の要求後に選択されなかった発明は、分離出願の主題とすることができ、原出願(親出願)

と同様に審査され、優先権の利益を享受する。ただし、分割の要求が確定された日から4月以内に出願が提出されることを条件とする。当該の日とは、出願人が選択した日又はその後の限定が確定された旨の庁の処分の日とする。不服申立がなされる場合は、4月の期間は、不服申立に対する決定の通知の郵送日から起算される。

選択されなかった発明は、出願人が署名し作成した出願様式、既に提出されている原文書の正確な謄本、重要でないクレームその他の事項を取り消す補正クレームの提案図面に関する規則に従って作成された図面の謄本、対応する出願手数料の全額納付とともに提出することができる。

ただし、原出願が特許を付与される前又は放棄される前に当該出願がなされた場合、かつ、それが出願された原出願と同一である場合、図面が同一であり、当該出願書類が、出願人が署名し作成した原文書の正確な謄本である文書と同一である場合は、出願人による署名及び作成を省略することができる。当該出願は、出願手数料及び図面に関する規則を遵守する提出図面の写しで構成することができ、同時に、関連しないクレーム又はその他の事項を除去した補正案も添付する。

規則 611 任意の分割出願

出願人は、親出願が取り下げられ又は特許を付与される前に係属出願について任意の分割出願を行うことができる。ただし、その内容が親出願の内容を超えないことを条件とする。

任意の分割出願は、親出願と同一の出願日が付与され、優先権の利益を得る。出願は、規則610に規定する方法による出願の様式に関する要件に従って行われる。

規則 611.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から20年とする。

規則 612 対応する外国特許出願に関する情報

出願人は、局長の求めに応じて、庁への出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明について外国で行った特許出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号並びに同外国出願に関するその他の書類を提出しなければならない。(IP法第39条)

規則 612.1

外国出願に関するその他の書類は、次のものから構成される。

- (a) 対応する又は関連する外国出願に関して欧州、日本若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関又は最初の特許出願がなされた官庁が作成した英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に係る司法的判断を容易にするその他の書類

規則 612.2 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報提供の要件を遵守しなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第7部 分類及び調査

規則700 分類及び調査

方式要件を遵守した出願は分類を付与され、かつ、先行技術を決定するために調査が行われる。(IP法第43条)

規則701

庁は、国際特許分類を使用する。

規則701.1 知的財産権調査報告の内容

知的財産権調査報告は、クレーム、明細書及びある場合は図面に基づいて次の通り作成する。

- (a) 調査報告には、発明の新規性及び進歩性を審査する際に考慮に入れることができる書類であって報告作成時点で庁が利用することができるものを記載する。
- (b) 調査報告では、引用書類を、主張された優先日前に公開されたものと、当該優先日と出願日との間に公開されたものと、出願日後に公開されたものとに区別する。
- (c) 調査報告には、国際特許分類に基づいて出願の内容の分類を記載する。
- (d) 調査報告には、対応する外国出願でなされた調査において引用された書類を含めることもできる。

第 8 部 出願の公開及び審査請求

規則 800 出願の公開

(a) 出願は、出願日又は優先日から 18 月が経過した後に、庁により又は庁のために作成された調査書類であって、先行技術の記載がある関連文献を引用したものと共に、IPOP HL 電子公報において公開する。

(b) 出願は、公開のための技術的な準備の前に最終的に拒絶されたか又は取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされる場合は、公開されない。

(c) 公開される出願には、書誌事項、提出された図面及び要約書が含まれる。

(d) 庁は、出願の公開に関して日付その他の情報を出願人に通知すると共に、実体審査請求を行わなければならない期間について注意を喚起する。

(e) 長官は、出願を公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することになると認める場合は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、出願の公開を禁止し又は制限することができる。(IP 法第 44 条(44.3))

規則 800.1 特許出願の早期公開

出願は、出願日から 18 月以前に公開できるが、出願日から 6 月以前に公開することはできない。ただし、次を条件とする。

(a) 局長に対して早期公開の書面請求が提出されていること

(b) 出願人が宣誓した上で、出願の秘密開示の放棄書を添付していること

(c) 出願人が調査報告なしに出願を公開することに合意していること、及び

(d) 早期公開手数料が全額納付されていること

規則 801 公開前の秘密保全

公開に至っていない出願及びすべての関係書類は、出願人の同意がない限り、閲覧に供してはならない。(IP 法第 45 条)

公開後は、利害関係人は、庁に提出された完全な明細書、クレーム、図面を閲覧することができる。

規則 802 特許出願書類のコミュニティ・レビュー

特許の付与の透明性及び付与された特許の品質の見地から、特許出願の公開時には、庁から関係コミュニティに通知がなされる。

規則 803 第三者の意見

出願の公開日又は出願人が行った実体審査請求の日のいずれか遅い期日から 6 月以内に、何人も、関連先行技術を引用して、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する事項を含む、その発明の特許性について、書面により意見を表明することができる。これに加えて、利害関係人は、出願、特許審査手続、特許制度全般の理解を深めるため、庁での協議を請求することができる。庁は、意見又は協議の請求の受領を確認し、追加の情報又は説明を要求することができる。意見はすべて出願人に送付され、出願人は、通知の郵送日から 30 日以内に当該意見について見解を述べるることができる。提出された意見、それについての出願人の見解

のコピー、協議の議事録は、対象となる出願のファイル・ラッパーの一部を構成する。意見、見解、協議における討議は、当該特許出願の審査において考慮される。庁は、登録が認められた場合には、特許証の発行後に特許出願に関する庁の決定について意見の提出者又は協議の出席者に対して通知する。

規則 804 実体審査請求

書面による実体審査請求は、対応する手数料の全額納付とともに、特許出願の公開日から 6 月以内に行う。実体審査は、特許出願が IP 法に規定する特許性の要件を満たしているか否かを決定するために実施される。出願人が実体審査請求を行わない場合及び所定の期間内に対応する手数料を納付しない場合は、出願は、取り下げられたものとする。実体審査請求は、一度行われると、取消不能である。その手数料は返還されない。

規則 805 公開後の出願に付与される権利

出願人は、公開された出願においてクレームしている発明について、IP 法第 71 条に基づいて付与される権利の何れかを出願人の許可を得ないで実施する者に対しては、その発明について特許が付与されている場合と同様に、同法第 76 条に基づく特許権者の権利のすべてを有する。ただし、その者が次の何れかに該当することを条件とする。

(a) その者が、自己が実施していた発明が公開された出願の主題であることを実際に知っていたこと

(b) その者が、自己が実施していた発明が出願番号により特定される公開された出願の主題である旨の通知書を受領していたこと。ただし、訴訟は、公開された出願に特許が付与されるまで、かつ、訴訟の対象である行為がなされてから 4 年以内は提起することができない。

(IP 法第 46 条)

規則 806 先行技術文献の引用

国内特許を引用する場合は、その番号、日付、特許権者の名称及び発明の分類を記載する。外国特許を引用する場合は、その国籍又は国名、番号及び日付並びに特許権者の名称を記載しなければならない。引用する特許を出願人が特定するのに必要なその他のデータも記載しなければならない。外国特許を引用する際に、特許の一部を引用する場合は、その部分が含まれる具体的な頁及び紙面を明示しなければならない。特許以外の刊行物を引用する場合は、著作者(もしあれば)、標題、日付、関連する頁若しくは図版、出版された場所又は写しのある場所を記載する。

規則 806.1 個人的な知識に基づく先行技術文献の引用

引用が個人的に知っている事実に基づくものである場合、当該のデータは可能な限り具体的なものとし、出願人により求められた場合には、当該事実を個人的に知っている者の供述書による裏付けがなければならない。

第9部 特許審査手続

規則 900 出願は一方的に行われる

出願は、出願人によって一方的に行われる。審査官の役割は、法律の特許性に係る要件を遵守している出願にのみ特許証が付与されるよう確保することである。

規則 901 審査官と出願人との間の係争

審査官は、出願中で開示される有効な特許クレームのみに基づき独占権を認めることで、公衆の利益を保護する。一方、出願人又はその代理人は、当該発明につき広範な保護及び独占権を取得するための主張を行うことができる。

規則 902 審査官による庁としての査定

審査官により特許出願が評価され、それにより庁による査定が出される場合、出願人には、補正その他の手段により、出願を向上させたり、特許クレームを明確にしたりする機会が与えられる。審査官が提起した問題が審査手続において解決される場合、それは当該事項に関する行政上の決定となる。これにより、特許の有効性の法律上の推定が強化される。

規則 903 審査官との協議及び面談

出願人又はその代理人は、質問を明記した書面による請求を提出し、所定の手数料を納付した上で、局による査定の対象である出願に関して、審査官との協議又は面談を請求することができる。ただし、審査官は、面談又は協議を辞退し、それに代えて直ちに書面により質問に回答することを裁量する権限を有する。すべての協議及び面談は、審査官の指定する正規の開局時間中に局の敷地内で行い、その議事録はファイル・ラッパーの一部を構成する。

規則 904 審査官による拒絶は終局的なものではない

先行技術文献に基づく審査官による拒絶は、単なる予備的な処分である。発明のクレームは、既存の先行技術及びその他の検討を踏まえて、多様な方法で作成することができるため、拒絶の対象は、クレームのみに関するものであり、必ずしも出願人の発明であるとは限らないかもしれない。更に、出願人は、書面による応答によって、自己の出願を防御し、補正を取り込むことができる。審査官は、明瞭化を求めたり、先行技術文献を踏まえて改善及び補正を求めたりして、出願人が特許の有効性の法律上の推定を強化することを補助する。

規則 905 審査官の決定は局長に不服申立することができる

出願を拒絶する審査官の決定は、拒絶の確定通知の郵送日から4月以内は、局長への不服申立の対象となる。

規則 906 審査の順序

局に出願され、かつ、完全な出願として受理された出願は、審査の対象として、出願が関連する発明の類を担当する審査官に割り当てられる。出願は、出願された順に審査官により審査される。

審査官が審査し、出願人が当該審査官による更なる審査を求める状態にした出願(補正出願)

は、当該状態になった順(応答日)に、そのような処分を受ける。

規則 907 審査の内容；審査官による査定

(a) 審査官は、出願を審査する場合は、出願を詳細にわたり検討し、また、特許付与を求め発明の内容に関連して利用することができる先行技術の詳細にわたり調査する。審査は、別段の指示がない限り、出願による法律及び規則の遵守並びにクレームされた発明の特許性の双方に関して、更に方式に関する事項に関して完全でなければならない。

(b) 出願人は、審査官の査定について通知を受ける。不利な査定の理由又は何らかの異論若しくは要求が記載され、かつ、出願人が、自己の出願手続の続行が適切なものであるかを判断するための有用な情報又は指示が与えられる。

規則 908 審査官による査定の完全性

審査官による査定は、実施できる限りは、すべての実体的事項の提起を包括的かつ完全に行う。ただし、制限要件、出願における根本的な欠陥及びこれらに類似したもの等に関連する問題がある場合は、審査官は、実体面を提起する前にその査定を当該事項に限定することができる。方式に関する事項は、クレームが認容されるまでは、審査官は提起する必要がない。

規則 908.1 標準の査定様式

出願人が査定を完全に理解できるように作成された標準の査定様式は、出願の迅速な審査のために使用される。当該様式には、出願の実体的事項、関連する先行技術文献、その他出願人が遵守すべき出願の特許性に影響を与える事項が包含される。

規則 909 クレームの拒絶

(a) 発明が如何なる点でも特許性がないとみなされた場合は、審査官は、すべてのクレームを拒絶する。発明が、一定のクレームにおいては特許性があるが、他のクレームにおいては特許性がないとされた場合は、後者のクレームは拒絶されるが、結果として拒絶されなかったクレームのみに限定することを条件として特許が付与されることにはならない。

(b) 新規性の欠如又は進歩性の欠如のためにクレームを拒絶するに際しては、審査官は、当該発明に最も関連する引例を挙げなければならない。引例が複雑である場合又は出願人がクレームしている以外の発明を提示又は記述している場合は、依拠する特定部分をできる限り厳密に指定しなければならない。各引例との関係が明らかでない場合は、これについて明確に説明し、かつ、拒絶した各クレームを特定しなければならない。

(c) クレームは、IP 法第 35 条(35.1)及び第 36 条(36.1)を遵守しない場合も拒絶されることがある。

規則 910 未公開の出願は引用しない

未公開の係属中の出願及び未公開の取り下げられた及び権利喪失した出願は、それ自体、先行技術文献として引例に挙げてはならない。

規則 911 出願人による応答

(a) 審査官による査定後、その査定が何れかの点において出願人に不利であった場合におい

て、出願人がその特許出願を続行しようとするときは、出願人は、当該査定に応答した上で、補正して又は補正することなく再審査及び再審理を請求することができる。

(b) 再審査又は再審理の権利を得るためには、出願人は、書面によりこれを請求しなければならない。また審査官による査定の過誤と考えられる点を明瞭かつ詳細に指摘しなければならない。出願人は、審査官による以前の査定における異論及び拒絶の理由の何れにも応答しなければならない(ただし、クレームの更なる検討には関係しない方式についての異論又は要求を、クレームが許容されるまで保留にする請求ができる)。また、出願人の行為は、一貫して、出願を最終査定まで進めるための善意の試みであることを示すものでなければならない。審査官が過誤を犯した旨の単なる主張は、再審査又は再審理の適切な理由として認められない。

(c) クレームの特許性に関する拒絶に応答して出願を補正するに際し、出願人は、引例によって開示された関連先行技術又は申し立てられた異論を考慮して、クレームが提示していると考えた新規及び進歩的な特徴を明瞭に指摘しなければならない。出願人は、当該補正が当該引例又は異論をどのように回避するかも示さなければならない。

規則 912 再審査及び再審理

出願は、出願人による応答後、再審査及び再審理されるものとし、それでもクレームが拒絶され又は異論及び要求がされる場合は、出願人は、最初の審査後と同じ方法により通知を受ける。出願人は、当該審査官による査定に対して、本規則に規定する通りの方法で、補正を取り込んで又は取り込むことなく応答することができる。第2回目の審査官による査定後に補正が取り込まれる場合は、当該の補正は、拒絶の対象である事項にのみ関連する。その後、出願は、補正を踏まえて再度審理される。

規則 913 拒絶査定

(a) 第2回目又はその後の審査若しくは審理において、審査官は、拒絶又は異論が確定されたと宣言することができる。そのため、出願人の取る行動は、本規則に基づいて不服申立又は申請をすることに限定される。クレームの拒絶に関連しない審査官の最終的な異論である場合は、局長に対し申請を行い、審査官が認めなかったクレームに関連する最終拒絶である場合は、局長に対し不服申立を行うことができる。

(b) 審査官は、当該最終拒絶を行うに際し、クレームを拒絶する際に審理された拒絶理由のすべてを繰り返し述べる。審査官は、出願人への従前の通信において提起しなかった追加の理由を引用することはできない。

規則 914 特許出願の実用新案出願への変更

特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更された実用新案登録出願には当初の出願の出願日が付与される。出願は、1回に限り変更することができる。(IP法第110条)

規則 915 並行出願の禁止

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の主題について実用新案登録出願と特許出願を併願することはできない(IP法第111条)。1つの出願につき、同一の主題につい

て変更する 2 以上の出願がなされる場合は，先の出願日又は優先日を有する出願のみが審査のために検討され，一方，それ以外の出願は権利を喪失したとみなされる。

出願人による補正

規則 916 出願人による補正

出願人は、審査の段階において特許出願を補正することができる。ただし、その補正には、当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。(IP 法第 49 条)

規則 917 審査官による最終査定後の補正

(a) 不服申立の間は、補正は、出願人がクレームを削除することにより又は方式要件を遵守することにより、また、拒絶されたクレームをより良好な形で提示することにより取り込まれる。

(b) 本規則に基づかない方法で最終拒絶査定がなされて初めて、補正が提示された場合は、当該の補正は、補正が必要であること及びこれを以前に提示しなかったことの適切な理由及び十分な正当性を示せば、認められることがある。

規則 918 補正及び修正が要求される場合

明細書、クレーム及び図面は、説明及び定義の不正確さ又は不必要な冗長さを訂正するために、また、明細書、クレーム及び図面を一致させるために要求される場合は、補正及び修正しなければならない。

規則 919 開示の補正

如何なる削除又は追加も、出願日後に出願の開示を拡大して新規事項を導入するようなものであってはならない。明細書、クレーム又は図面のすべての補正及び出願日後になされたすべての追加は、出願日の時点で存在していたものの少なくとも 1 に一致しなければならない。原開示からの逸脱か又は原開示への追加であるため、何れにも存在しない事項は、補足宣誓によって裏付けられる場合でも出願に加えることができず、別個の出願においてのみ提示又は主張することができる。

規則 920 クレームの補正

クレームは、特定のクレームを取り消し、新規クレームを提示し又は特定の新規クレームの文言を修正して、補正することができる(当該補正クレームは、実質的に新規クレームである)。出願人は、新規の又は補正したクレームを提示する場合は、これらが、関連する記録上の引例又は拒絶理由をどのように回避するかを指摘しなければならない。更に、出願人は、出願審査手続を容易にするために、原開示で補正の基礎となった部分を応答書中で示さなければならない。

規則 921 補正の方法

文書及び記録における抹消、追加、挿入又は変更は、出願人が行ってはならない。出願人による補正は、特定の補正を行うよう指示又は要求する補正の請求に、当該の補正が行われた記述の変更箇所の鮮明な写しを添えて提出することにより行う。出願書類から削除し又は出願書類に挿入する正確な語を明記し、削除又は挿入を行う正確な個所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

規則 922 補正事項の記入及び検討

(a) 補正事項は、局が記入するものとし、取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し、赤インクで置換又は挿入案を示し、小さい挿入事項は指定された場所に書き込み、大きい挿入事項は参照により表示する。

(b) 通常、出願書類の補正が可能な期間中に提出された書面に提示された補正事項は、すべて記入され検討され、それ以後は不適正な補正事項は取消し又は訂正が要求される。時宜を得ない補正文書については、記入又は検討が全部又は一部拒絶されることがある。

規則 923 図面の補正

局が許可する場合を除き、図面を変更することはできない。図面に示された提示方法の変更請求は、所定の手数料を納付した場合にのみ行うことができる。記録の一部とするための変更案を示す永久インクによるスケッチは、補正請求とともに提出しなければならない。図面の補正を請求する文書は、その他の文書と別個にしなければならない。図面は、署名の場合を除き、局から取り戻すことはできない。図面の差替は、通常、局が要求する場合を除き、如何なる場合にも認められない。

規則 924 補正事項の補正

補正した文言を補正する場合は、全体を書き直し、原挿入を取り消して、最終的に提示するときに当該文言に行間書き入れ又は削除がないようにしなければならない。補正により取り消した事項は、取り消した事項を新規の挿入事項として提示するその後の補正によってのみ回復することができる。

規則 925 明細書の差替

補正事項の数又は内容が、事案を検討すること又は印刷若しくは複写のために紙面を調整することを困難にする場合は、審査官は、明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は、審査官が要求しない限り、通常は認められない。明細書の差替要求は、特許付与から2月以内に、かつ、特許の IPOPHL 電子公報での公告の前に行うことができる。

規則 926 クレームの番号

クレームの番号付けは義務づけられており、出願がなされた時点で記載された番号は審査手続を通して保持されなければならない。クレームが削除される場合は、残りのクレームに番号を付け直ししてはならない。クレームを追加したか又は差し替えた場合は、これらに(記入の有無を問わず)既に提示している最大の番号が付されたクレームの次の番号から始まる連続番号を付さなければならない。出願が許可可能なものになった場合は、審査官は、必要な場合は、クレームの連続番号を、クレームが記載されている順序又は出願人が請求する順序で付け直す。

規則 927 補正許可の拒絶に係る申請

補正許可への審査官による全部又は一部の拒絶に対する申請は、本規則に基づいて、当該の

補正許可に係る申請は、局長に行うことができる。

出願人による応答の期間；出願の取下

規則 928 期限までに応答しなかった場合の出願の取下

(a) 出願人が本規則に規定する期間内に申出を遂行しなかった場合は、当該申出は、取り下げられたものとみなされる。

(b) 応答期間は、適切かつ十分な理由がある場合に限り、かつ、指定された合理的な期間にわたり、延長することができる。当該延長の請求は、出願人による応答の期限が到来する日までにしなければならない。審査官は、最大2回まで延長を認めることができるが、ただし、応答書を提出するために認められた当初期間を含む合計期間は、当該応答を求める庁の査定書の郵送日から6月を超えない。

(c) 申出が取り下げられたとみなされないようするための申出の遂行には、当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な行為を含む。庁による最終査定に回答していない補正又は出願人の応答は、当該申出を取り下げたとみなされることを防ぐことができない。

(d) 出願人による行為が、事案を最終査定に進めるための善意の試みであり、審査官の査定に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず、ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠っている場合は、取下の問題を検討する前に、当該不作為を説明し、埋め合わせる機会を与えることができる。

(e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合においては、正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

規則 929 出願の回復

申出の遂行を怠ったために取り下げられたものとみなされた申出は、当該懈怠が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は、取下通知の郵送日から4月以内ならば、係属申出として回復することができる。

取り下げられたものとみなされた申出を回復するための申請には、次のものを添える。

(a) 遂行を怠った正当な理由を示すもの

(b) 完全な応答案、及び

(c) 所定の手数料の全額納付

既に費用を負担して回復された申出には、回復は認められない。

本条規則に基づいて回復されない申出は、権利放棄をしたものとみなされる。

規則 929.1 費用負担のない申出の回復

出願人の応答の紛失又は審査官の査定が郵便局の返信葉書を証拠として受領されなかったこと、その他の庁の過失とみなされ得る予見できない事情により、取り下げられたものとみなされた申出は、費用を負担することなく回復される。ただし、費用負担のない回復の申請が、当該申出の取り下げの通知の日から4月以内に提出されることを条件とする。出願人の応答の紛失の場合、当該申請には、庁印の押されたコピーを添えなければならない。

規則 930 任意の申出取下

申出は、局に書面により取下宣言書を提出することにより、任意に取り下げることができる。当該の宣言書は、当該の申出を特定し、出願人又はもしあれば記録上の譲受人により署名が

されなければならない。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利放棄をしたものとみなされる。

規則 931 出願のファイル・ラッパーの再構成

出願のファイル・ラッパー又はその中のいずれかの書類が紛失されたと宣言される場合は、それは再構成することができる。ただし、当該の出願は係属中であり、取り下げられたり、権利が喪失されたりしていないことを条件とする。この目的で、出願人は、出願のファイル・ラッパー又は紛失した書類の再構成を要求する申請を提出し、その中で出願審査経過及び出願人と庁の間の出願に関する通信を含む関連事実及び事情を陳述しなければならない。更に、当該の申請には、再構成を求める対象書類についての庁による受領確認を含むカーボン紙原本又は謄本を添付する。単なる複写では、認められない。

第 10 部 特許の付与

規則 1000 特許の付与

出願が IP 法及び本規則の要件を満たす場合は、庁は、特許を付与する。ただし、すべての手数料を所定の期間内に納付することを条件とする。特許付与及び印刷のための所定の手数料が期限までに納付されない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。(IP 法第 50 条)

規則 1001 特許の内容

特許登録証は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、特許局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する (IP 法第 53 条)。デジタル登録証は、従来の登録証と同一の法的効果を持つ。

規則 1002 特許の付与の公告

特許の付与は、他の情報とともに 6 月以内に IPOPHL 電子公報において公告する。

規則 1003

利害関係人は、庁のファイル中にある当該特許の完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。(IP 法第 52 条(52.2))

規則 1004 特許の存続期間

存続期間は、出願日から 20 年とする。ただし、所定の年金が所定の期間内に納付されなかった場合又は特許が IP 法及び本規則の規定に基づいて取り消された場合は、特許は失効する。

第 11 部 年金

規則 1100 年金

特許の最初の年金は、出願が公開された日から 4 年の満了時に納付期日が到来するものとし、その後、各周年日が年金の納付期日となる。納付は、当該期日の前 3 月以内に行うことができる。年金を納付する義務は、出願が取り下げられ、拒絶され又は取り消された場合は終了する。(IP 法第 55 条)

PCT の国内段階に移行した出願の場合は、最初の年金は、公開の言語にかかわらず、国際公開日から 4 年が経過した時点で納付期日が到来する。

規則 1101 出願の公開日

出願は、当該出願を内容に含む IPOPHL 電子公報が発行された日に公開される。例えば、当該出願を内容に含む IPOPHL 電子公報が 1999 年 1 月 15 日に発行された場合は、最初の年金は、2003 年 1 月 15 日が納付期日となる。

規則 1102 年金の不納；猶予期間

年金が所定の期間内に納付されなかった場合は、不納通知が IPOPHL 電子公報に公告される。公告後、当該通知は直ちに特許権者、出願人又は現地の代理人にも送付される。

不納の通知が IPOPHL 電子公報に公告されてから 6 月の猶予期間内に、年金と所定の延納割増料及び公告料が全額納付されなければならない。猶予期間内において、当該年金、延納割増料金及び公告料が納付されない場合は、当該出願が取り下げられたものとみなす通知又は当該特許が元の年金納付期間の満了日の翌日をもって失効したものとみなす通知が発行され、IPOPHL 電子公報において公告され、かつ庁の登録簿に記入される。

第 12 部 特許出願に影響するその他の手続

第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式

受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならない

- (a) 書面によるものとし、英語又はフィリピン語以外の言語による場合は、当該書類に英語の翻訳文を添付しなければならない。
- (b) 公証人又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の面前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員の署名及び公印によって認証を受けなければならない。
- (c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任書を添付しなければならない。
- (d) 当該特許又は出願に関して錯誤がないように、関係する特許証を番号及び日付で特定し、特許に記載された特許権者の名称及び発明の名称を示さなければならない。特許出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び発明の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に出願書類が提出される前若しくは出願番号が確定する前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに発明の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。
- (e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を遵守しなければならない。

規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができない場合は、代わりに原本の認証謄本 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本 1 通を保持し、原本又はもう 1 通の認証謄本を記録の事実を注記した上で提出者に返還する。

規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが求める記録及び公告のための手数料全額と共に適切な様式により庁に受領された日とする。

当該証書は、当該証書の日付から 3 月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当設定より前に庁において記録されない限り、有価約因による後の取得者又は抵当権設定者に対しては、無効である。(IP 法第 106 条)

記録したことの通知は、IPOPPL 電子公報に公告される。

規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

係属特許出願の譲渡の場合において、特許証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されて

いることを条件として、出願人の譲受人に特許証を発行することができる。

規則 1205 記録上の譲受人は庁の手續において行為することができる

特許権者又は出願人がすることができる又はしなければならない庁の手續における行為は、譲渡が記録されていることを条件として、譲受人がすることができる。

第2章 特許の権利放棄，訂正及び補正

規則 1206 特許の権利放棄

(a) 特許の所有者は，庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはそれについての権利，ライセンスその他の権利，権原又は利益を有する者の全員が宣誓した合意書をもって，当該特許又はそのクレームを取消のために権利放棄することができる。取消の申請は，申請人が適正に宣誓した書面によるものとし，海外で作成された場合は，認証を受けなければならない。(IP法第56条)

(b) 何人も，特許の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ，この場合は，局長は，特許の所有者に通知し，その事項について決定をする。

(c) 庁は，特許を適正に権利放棄することができると認めた場合は，その申出を受理することができる。当該特許は，その受理の通知がIPOPHL電子公報に公告された日から効力を失う。ただし，この日より前の政府の役務のための当該特許発明の使用については，侵害訴訟を提起することができず，また，権利補償も生じない。(IP法第56条)

規則 1207 庁による錯誤の訂正

局長は，庁の過失により特許証において錯誤が生じ，これが庁の記録に明確に示されているときは，特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副2通に基づいて，かつ，特許権者に発行した特許証の写しの庁への提出に基づいて，当該特許証を，手数料なしで，記録と一致させるために訂正する権限を有する。(IP法第57条)

規則 1208 出願における錯誤の訂正

局長は，利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて，庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の特許証における錯誤を訂正する権限を有する。(IP法第58条)

規則 1209 特許における訂正

特許の所有者は，次の目的で特許に訂正を施すことを局に請求する権利を有する。

(a) 当該特許により与えられている保護の範囲を限定すること

(b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること，及び

(c) (b)にいう錯誤又は誤りのほか，善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし，その訂正によって当該特許による保護の範囲を拡張することになる場合は，その訂正は，特許の付与から2年が経過した後は請求することができず，また，その訂正は，公告当時の内容による特許に依拠していた第三者の権利に影響しない。

規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告

特許の補正又は訂正は，庁の印章により認証されて局長が署名した補正又は訂正の証明書を伴わなければならない。その証明書は，当該特許証に添付する。補正又は訂正は，IPOPHL電子公報において公告し，庁が交付する特許の謄本は，補正又は訂正の証明書の謄本を含む。(IP法第60条)

第3章 権利の譲渡及び移転

規則 1211 権利の譲渡及び移転

特許又は特許出願及びそれらに係る発明は、民法に基づく他の財産権と同じように保護される。発明並びに特許及び特許に係る発明における又はそれらに対する権利、所有権又は利益は、譲渡し若しくは相続若しくは遺贈により移転又はライセンス契約の対象とすることができる。(IP 法第 103 条)

規則 1212 発明の移転

移転は、特許及び特許に係わる発明における若しくはこれらについての権利、権原若しくは利益の全体について又は特許及び発明全体の未分割持分についてすることができ、後者の場合は、関係人は、その共同所有者となる。移転は、特定の地域に限定してすることができる。(IP 法第 104 条)

規則 1213 共同所有者の権利

2以上の者が、特許の共有としての付与によるか、特許及び発明における未分割持分の移転によるか又は権利承継により、特許及び発明を共有している場合は、各共有者は、自己の利益のために当該発明を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入することができる。ただし、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ又は持分に比例して他の共有者と利益を分配するの
でなければ、ライセンスを付与し又は自己の権利、権原若しくは利益若しくはその一部を移転することができない。(IP 法第 107 条)

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

出願において及び審査官が参照した引例において明らかにされた事実及び適用法(制定法及び判例)に基づき特許出願を認めるべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことはできず、特許付与及びその他の査定について審査官によってされる勧告の検討を通じて、また、申請又は不服申立に基づき審査官がなした不利な決定の検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の査定の適切性を問う局長への申請

審査官の繰り返し行なった処分又は要求は、それが不服申立の対象とならないもの及び他の適切な事情におけるものについては、局長へ申請をすることができる。当該申請及びその他することができる申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている当該事項に関する審査官による決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するように指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官による処分の郵送日から起算して最長 6 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

規則 1302 局長への不服申立

すべての特許出願人は、審査官による特許付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。出願人、申請人又は特許権者は、不服申立の適用上、審査官による同一の理由に基づく 2 回目の不利な決定を確定的なものともみなすことができる。

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

審査官による最終決定は、認められた期間内に局長に不服申立がされなかったか又は不服申立がされてもそれが遂行されなかったものであるときは、事実上確定したものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について、既判力を有する。

審査官による実体的事項に関する処分について出願人が応答しなかったために出願が取下げられたものとみなされる場合においても、所定の期間内に回復を求める申請がなされなかったために出願が権利を喪失した旨を宣言する命令は、同様に、既判力を有する。

規則 1304 不服申立の期間及び方法

申請又は不服申立は、その対象である処分の郵送日から 2 月以内に、申請書正副 2 通又は不服申立書を提出し、かつ、所定の手数料を全額納付することにより提起しなければならない、申請又は不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人、不服申立人又はその記録

上の代理人が署名しなければならない。本規則に規定する期間は、如何なる場合も、申請又は不服申立の対象である処分の郵送日から最長6月を超えない。

規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から2月以内に、準備書面を提出する。準備書面には、その不服申立を維持するための論拠及び主張を記載する。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。準備書面を提出する期間の延長は認められない。

規則 1306 審査官の答弁

審査官は、申請書又は不服申立人の準備書面に対する答弁書の提出を審査官に指示する局長の命令の発行日から2月以内に、当該答弁書を含む審査官の準備書面を局長に提出する。審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

規則 1307 不服申立人の応答

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書を受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

規則 1308 局長の決定及び長官への不服申立

審査官による拒絶を覆す局長の決定又は命令は、直ちに確定する。ただし、局長の決定が審査官による拒絶を支持する場合は、出願人は局長の決定を受領してから30日以内であれば長官に不服申立できるものとし、そうしなかった場合は、出願の拒絶は確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は認められない。前記2つのいずれかにおいて、局長の決定が確定された場合は、出願は審査官に差し戻される。

規則 1309 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立人は、不服申立の通知の提出日から30日以内に、その不服申立を維持するための論拠及び主張の準備書面を提出する。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

規則 1310 局長の見解

局長は、長官の求めがある場合は、不服申立人の準備書面について30日以内に自己の見解を提出しなければならない。

規則 1311 上訴裁判所への上訴

局長の決定を覆し出願を認める長官の決定は、直ちに確定される。これに対して、長官の決定が出願を拒絶する局長の決定を支持する場合は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が遂行されない限り確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は、認められない。

前記の2つのいずれかにおいて、局長の決定が確定される場合、出願は審査官に差し戻される。

第 14 部 実用新案

規則 1400 登録することができる実用新案

人間の活動のすべての分野における課題について新規であり、かつ、産業上利用可能な技術的解決は、登録することができる。

規則 1401 登録することができない実用新案

規則 202 に規定されている「特許を受けることができない発明」に係る規定が、登録することができない実用新案に準用される。

規則 1402 産業上の利用性

何れかの産業において製造し、使用することができる実用新案は、産業上の利用可能性を有する。

規則 1403 実用新案の出願日

実用新案の出願日は、庁が次の各要素を英語又はフィリピン語で受領した日とする。

- (a) 実用新案の登録を求めることを明示又は暗示に示すもの
- (b) 出願人の身元を明らかにする情報
- (c) 実用新案の明細書及び 1 以上のクレーム

規則 1403.1 不完全な出願

規則 600.1 及び規則 600.2 に規定されている「不完全な出願」に係る規定が、不完全な実用新案の出願に準用される。

規則 1403.2 出願日の認定

規則 601 に規定されている「出願日の認定」に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1403.3 遅れて提出した又は紛失した図面

規則 602 に規定されている「遅れて提出した又は紛失した図面」に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1404 手数料の納付

実用新案登録の出願は、出願後 1 月以内に出願手数料を全額納付することを条件とする。公開手数料は出願手数料と同時に納付することができる。又は公開手数料は方式審査終了後の公開手数料納付要請通知から 1 月以内に納付しなければならない。手数料の納付がない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。出願は回復に関する規定にしたがって回復することができる。

規則 1404.1 手数料の不納付の効果

出願は、規則 1404 に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、権利放棄

をしたとみなされる。

権利放棄をした出願は、出願が権利放棄をした旨の通知の郵送日から4月以内に出願人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利放棄をした出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該出願は記録から除去され、局により処分される。

規則 1405 実用新案登録

庁は、実用新案について迅速な登録手続を採用する。すべての実用新案出願は、超過クレーム手数料、公告手数料等すべての所定の手数料が納付され、本規則に定める方式要件が遵守されることを条件として、実体審査を受けずに登録される。

ただし、出願人は、庁による新規性及び産業上の利用可能性についての決定の恩恵を受ける権利を行使する前に、規則 1901 から規則 1903 までに基づき登録性に関する報告の請求を希望することができる。

規則 1406 実用新案出願の方式審査

庁は、出願の方式審査を行い、これに関する報告が出願人に送付される。

出願は、次の本規則に定める方式要件を考慮に入れて評価される。

- (a) 登録できない実用新案に該当するものの一つであること
- (b) 実用新案登録願書の内容
- (c) 条約に基づく優先権主張を伴う場合は、優先権書類(すなわち、優先権を伴う出願の出願番号、出願日、出願国)
- (d) 出願人が考案者でない場合は、権原を示す証拠
- (e) 譲渡証
- (f) すべての手数料(例えば、超過クレーム手数料)の納付
- (g) 出願人の署名
- (h) 考案者の特定
- (i) 明細書、クレーム及び要約書の内容、及び
- (j) もしあれば、公式の図面

規則 1407 方式審査報告に関する出願人の行為

方式審査報告の郵送日から2月以内に、出願人は、次のことをすることができる。

- (a) 出願を補正すること
- (b) 任意に出願を取り下げること、又は
- (c) 出願を発明特許出願に変更すること

出願人が出願を補正することを決定する場合、規則 911 に規定されている「出願人による応答」に係る規定及び第9部の規則 912 及び 913 に規定されている「再審査及び再審理」及び「拒絶査定」に係る規定が、実用新案出願に準用される。

審査報告の郵送日から2月以内にそれに対して応答しない場合は、当該出願は取下となる。

規則 1407.1 実用新案のひな形が必要である

規則 419, 419.1, 419.2, 419.3, 419.4, 419.5 に規定されているひな形に係る規定が、実用新案の出願に準用される。

規則 1408 任意の取下

実用新案の出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人により署名され、当該の出願が特定された取下宣言書を書面により局に提出することにより、任意に取り下げることができる。出願は、出願人の任意取下を受領した時点で、取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは、局の記録から除去される。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利放棄をしたものとみなされる。

規則 1409 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、局長に不服申立をすることができる。

規則 1410 実用新案出願

実用新案出願は、書面により行う。出願書類は、フィリピノ語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出する。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。すべての出願書類は、局長宛とする。

出願には、次のものを含める。

- (a) 適正に作成された実用新案の登録願書
- (b) 次を記載した明細書
 - (1) 名称
 - (2) 技術分野
 - (3) 実用新案の背景
 - (4) 実用新案の要約
 - (5) もしあれば、図面の各図の簡単な説明
 - (6) 詳細な説明
- (c) クレーム
- (d) もしあれば、実用新案を理解するために必要な図面、及び
- (e) 開示の要約

登録願書を除き、局に直接又は郵送により、書面で提出された出願を構成する書類は、4部提出する。

規則 1410.1 名称

実用新案の名称は、できる限り短く、かつ、具体的にし、標題として明細書の第1頁に記載する。当該の名称は、専門用語を使用し、特に実用新案の技術的特徴に言及する。奇抜な名称はすべて、名称として認められない。

規則 1410.2 技術分野

実用新案が関連する技術分野の記載。これは、クレームする実用新案の主題についてのものでなければならない。

規則 1410.3 実用新案の背景

出願人は、登録を求める実用新案に関連する技術水準、関連する技術及び既知の技術を含む背景技術の説明を提示する。できる限り、特定の文献及び提示された情報の出典の引用を含めなければならない。より重要であるのは、出願人の実用新案によって解決しようとする技術課題を完全に説明しなければならない。

規則 1410.4 実用新案の要約

要約書は、技術的課題及びその技術的解決が十分に説明されるようにクレームされた実用新案を開示するものでなければならない。実用新案と背景技術の相違点を、そのメリット及び利点についても記述しなければならない。

規則 1410.5 図面の簡単な説明

図面の各図は簡単に説明し、図の番号を示さなければならない。

規則 1410.6 詳細な説明

詳細な説明は、当該技術分野における通常の知識を有する者がそれを理解し、実施できるようにし、登録を求めるものに正確に一致させ、それが関連する先行技術と区別し、その実用新案によって解決することができる技術的課題を示すための実用新案の製造及び実施方法を完全に詳述するものでなければならない。

規則 405, 406, 406.1, 407, 408, 409 に規定されている詳細な説明の要件に係る規定が、実用新案の詳細な説明に準用される。

規則 1410.7 クレーム

クレームは、登録を求める実用新案の主題を定義しなければならない。当該クレームは、明瞭かつ簡潔なものであって、明細書による十分な裏付がなければならない。

実用新案出願が改良に関する場合は、クレームにおいて、クレームする主題を定義するために必要な先行技術の特徴を示す序文と組み合わせ、当該改良を具体的に指摘し明確に主張しなければならない。

規則 415(a), (c), (d) 及び規則 416 に規定されているクレームの要件が、実用新案のクレームに準用される。

規則 1410.8 開示の要約

要約書は、別の紙面に「開示の要約」との標題を付して作成する。要約書は、明細書、クレーム及び図面を含む実用新案の開示の簡潔な概要からなるものとし、150 語以内であることが望ましい。要約書は、技術的課題、実用新案による課題の解決方法の要点及び実用新案の主な用途を明確に理解できるよう起草しなければならない。要約書は、技術情報としてのみ用いる。

実用新案の範囲は、特定技術分野の調査の有効な基盤として用いることができるように開示されることが望ましい。

規則 1411 手数料が生じるクレーム

規則 417 に規定されている「手数料が生じるクレーム」の規定が、手数料が生じる実用新案のクレームに準用される。

規則 1412 実用新案の単一性

1 の実用新案出願では、1 の独立した属クレームのみが認められる。なお、実用新案の特定の変形は、1 の出願につき適切な数の従属クレームにおいてクレームすることができるが、これらの変形が本規則に規定する 1 の法定分類に該当し、単一の包括的発明概念に包含されることを条件とする。クレームされた実用新案のこれらの変形は、属クレームの範囲内になければならない。

規則 1413 限定の要件；分割

1 の実用新案出願における複数の実施態様の限定又は分割は、当該実施態様が独立しており区別することができる場合又は本規則に定める特定の変形とみなすことができない場合は、適切であるとみなされる。当該実用新案出願の係属中に、限定した実施態様を範囲とする分割出願を出願した場合は、当該親出願の出願日の利益を享受することができる。

規則 604, 606, 607, 608, 610, 611 に規定されている限定の要件及び手続に係る規定が、実用新案出願に準用される。

規則 1413.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から 7 年とし、更新はできない。

規則 1414 実用新案出願の公告

実用新案出願は、登録前の方式審査後に IPOPHL 電子公報に公告される。ただし、出願時に次の方式要件が満たされていることを条件として、出願は出願後直ちに公告することができる。

- (a) 明細書、クレーム、図面(もしある場合)が本規則に基づいて作成されていること
- (b) 出願手数料及びその他の所定の手数料が全額納付されていること
- (c) 優先権が主張される場合は、優先権書類が提出されていること、及び
- (d) 庁の指定するその他の追加的な方式要件が満たされていること

規則 1415 実用新案登録の存続期間

実用新案登録は、出願日後 7 年目の終了時に失効し、更新をすることができない。

規則 1416 実用新案登録の取消

実用新案登録は、次の理由により取り消される。

- (a) 当該実用新案が実用新案として登録適格でなく、新規性及び産業上の利用性の要件を満たさず又は登録することができない実用新案であること
- (b) 明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと
- (c) 実用新案を理解するために必要とされる図面が提供されていないこと、及び
- (d) 実用新案登録の所有者がその考案者又は権利承継人でないこと

規則 1417 発明特許出願の実用新案出願への変更

発明特許出願人は、発明特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を全額納付することにより、発明特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、当該変更を経た実用新案登録出願には、当初の発明特許出願の出願日が与えられる。出願は、1回に限りこの変更をすることができる。

実用新案登録出願に変更された発明特許出願又は補正出願は、出願人からの通知の受領により、実用新案出願として処理される。

規則 1418 実用新案登録出願の発明特許出願への変更

実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を全額納付することにより、実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、当該変更を経た特許出願には、当初の実用新案出願の出願日が与えられる。出願は、1回に限りこの変更をすることができる。

発明特許登録出願に変更された出願又は補正出願は、出願人からの通知の受領により、発明特許出願として処理される。

規則 1419 公開された特許出願の実用新案登録出願への変更

公開された特許出願の実用新案出願への変更後、何人も、関連取引業界に変更が通知された日から1月内に実用新案の登録性に関する不利な情報を書面で提示することができる。変更された出願は、本規則に基づき不利な情報の手続の対象となる。

規則 1420 並行出願の禁止

規則 915 に規定されている「並行出願の禁止」は、実用新案に準用される。

第15部 意匠

規則1500 意匠

意匠は、形状、線、色彩又はその組合せからなる構成物又は形状、線若しくは色彩と結合しているか否かを問わず、その全体が又は全体として捉えられた場合に美的及び装飾的效果をもたらす立体的形状である。ただし、当該構成物又は形態は、工業品又は手工芸品に特別の外観を与え、これらのための模様として機能することができるものでなければならない。工業品には、有用な若しくは実用的な技術に属する製造品又はそれを含む一部であって、個別に製造及び販売することができるものを含む。

規則1501 登録できない意匠

次の意匠は、登録することができない。

- (a) 技術的な結果を得るために技術又は機能を考慮した特徴を主とする意匠
- (b) 工業品又は手工芸品とは独立して存在する単なる表面の装飾である意匠
- (c) 公共の秩序、公衆の衛生又は善良の風俗に反する意匠

規則1502 意匠の登録性の要件

登録可能であるためには、意匠は、新規又は独創的な創作物でなければならない。

規則1503 要求される新規性の程度

IP法第23条(新規性)及び第25条(不利にならない開示)に定める新規性の基準は、意匠に適用する。ただし、不利にならない開示に関する第25条に定める12月の期間は、意匠の場合は、6月とする。

通常の見察者が先行意匠と誤解する可能性があるような些細な点のみで先行意匠と異なる意匠は、新規とはみなさない。

規則1504 意匠の出願日

意匠登録の出願日は、局が次の提出物を受領した日とする。

- (a) 出願人の特定を可能にする表示
- (b) 意匠を包含する物品の表示又は図形表示

出願時にこれらの要件が遵守されていない場合でも、局は、当該出願を受理し、出願人に本規則に基づいて出願日を認定されるための要件を満たすよう要求する。

規則1505 意匠登録

庁は、意匠について迅速な登録手続を採用する。すべての意匠出願は、公告手数料等すべての所定の手数料が納付されており、本規則に規定するすべての方式要件が満たされていることを条件として、実体審査を受けずに登録される。ただし、出願人は、庁による意匠の新規性又は独創性についての決定の恩恵を受ける権利を行使する前に、規則1901-1903に基づき登録性に関する報告の請求を希望することができる。

規則 1506 意匠出願の方式審査

庁は、出願の方式審査を行い、これに関する報告が出願人に送付される。

出願は、次の本規則に定める方式要件を考慮に入れて審査される。

- (a) 登録できない意匠に該当するものの一つであること
- (b) 意匠登録願書の内容
- (c) 条約に基づく優先権主張を伴う場合は、優先権書類(優先権を伴う出願の出願番号、出願日、出願国)
- (d) 出願人が創作者でない場合は、権原を示す証拠
- (e) 該当する場合は、譲渡証
- (f) すべての手数料の納付
- (g) 出願人の署名
- (h) 創作者の特定
- (i) 明細書(独特な特徴)の内容、及び
- (j) 公式な図面

規則 1507 方式審査報告に関する出願人の行為

出願人は、方式審査報告の郵送日から2月以内に、次のことをすることができる。

- (a) 出願を補正すること、又は
- (b) 任意に出願を取り下げること

出願人が出願を補正することを決定する場合は、規則 911 に規定されている「出願人による応答」に係る規定並びに規則 912 及び 913 に規定されている「再審査及び再審理」及び「拒絶査定」に係る規定が、意匠出願に準用される。

審査報告の郵送日から2月以内にそれに対して応答しない場合は、当該出願は取下となる。

規則 1508 任意の取下

意匠出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人により署名され、当該の出願が特定された取下宣言書を書面により局に提出することにより、任意に取り下げることができる。

出願は、出願人の任意取下を受領した時点で、取り下げられたものとみなされ、すべてのファイルは、局の記録から除去される。任意に取り下げられた出願は、回復されず、権利放棄をしたものとみなされる。

規則 1509 最終処分

出願人が方式審査報告に対して完全な応答を提出しなかった場合は、出願人に提供されるその後の方式審査報告は最終処分であるものとし、これについては、本規則に規定する方法により、局長に不服申立をすることができる。

規則 1510 意匠出願

意匠出願は、書面により行う。出願書類は、フィリピン語又は英語で作成することができ、局に直接又は郵送により提出する。庁により設備が利用に供されている場合は、電子出願又はインターネット出願もすることができる。すべての出願書類は、局長宛とする。

出願には、次のものを含める。

(a) 局の定めに従って適正に作成された登録願書であって、出願人の名称及び宛先を記載したもの又は出願人が意匠創作者でない場合は、意匠の権原を示す陳述及び意匠が使用される製造品の種類の表示

(b) 次を記載した説明書

(1) 名称

(2) 図面の各種の図の簡単な説明

(3) 意匠の特性・特徴の説明、及び

(4) クレーム

(c) 意匠の完全な外観を示す、各種の図からなる意匠の図面であって、出願人又は代理人の署名がされたもの。局は、意匠の写真又はその他の適切な図解も受理することができるが、ただし、これが意匠の図面に関する本規則の要件を満たすことを条件とする。

登録願書を除き、局に直接又は郵送により、書面で提出された出願を構成する書類は、4部提出する。

規則 1511 手数料の納付

意匠登録出願は、出願後1月以内に出願手数料を全額納付することを条件とする。

公開手数料は出願手数料と同時に納付する又は方式審査終了後の公開手数料納付要請通知から1月以内に納付する。手数料の納付がない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。出願は回復に関する規定にしたがって回復することができる。

規則 1511.1 手数料の不納付の効果

規則 1512 に規定された期間内に所定の手数料が全額納付されない場合は、出願は、権利放棄したとみなされる。

権利放棄をした出願は、出願が権利放棄をした旨の通知の郵送日から4月以内に出願人が書面により公式の請求を行うことにより、回復させることができる。権利放棄をした出願が所定の期間内に回復されなかった場合は、当該出願は記録から除去され、局により処分される。

規則 1512 見本

局は、意匠を具体化する物品の「見本」を出願に添付するよう要求することができ、かつ、その要件として、見本の提出から1月以内に所定の手数料を全額納付する。

見本とは、審査、展示又は研究のために入念に選ばれ、かつ、その種類の典型として選択された工業製品の標本又は構成物一式をいう。

規則 1513 意匠登録出願に関する明細書の特別の様式

意匠登録出願には、次の事項を次の順序で記載した明細書を含める。

(a) 意匠の名称

(b) 正式図面の各種の図又は図形の詳細な説明

(c) 要求されるときは、意匠の特徴の説明、及び

(d) クレーム

規則 1513.1 名称

意匠の名称は、意匠を具体化する特定の物品を技術的に指定するものでなければならない。

規則 1513.2 図面の各図の簡単な説明

図面の各種の図、すなわち斜視図、正面図、側面図、平面図、底面図及び／又は背面図を簡単に説明し、対応する図の番号を示さなければならない。

規則 1513.3 特徴

必要に応じて、クレームする意匠の新規かつ装飾的な独特の特徴であって、顕著とみなされるものを説明する特徴の記載。

規則 1513.4 クレーム

クレームは、物品(名称を明記する)の装飾的意匠について正式な用語によって、図示及び説明の通りに具体的に記載しなければならない。1を超えるクレームは、要求されず、また、認められない。

規則 1514 意匠の図面に関する特別な要件

図面は実用新案及び意匠の図面のために本規則に規定された共通規則に従って作成し、また、意匠の図面は、物品の外観を完全に開示するために十分な数の図を具備しなければならない。表示された表面の特徴又は輪郭を示すために、表面の陰影を適切に使用しなければならない。出願人は、本規則により規定されている図面の所定の様式に代えて、意匠の写真を提出することができる。ただし、当該写真は本規則で指定する用紙に印刷し、対応する写真に最も近い用紙に黒で図形番号を付すことを条件とする。

意匠の重要な特徴が使用されているか又は使用しようとしている色彩である場合は、適用されている色彩を実際に図面に再現することができる。そうでない場合は、その色彩が用いられる物品の主な部分を指定した上で、クレームされた色彩の名称を挙げる陳述をしなければならない。

規則 1514.1 意匠の図形表示の要件

インクによる製図の代わりにコンピュータ製図(CAD)等による意匠の図形表示は、これが本規則、特に意匠の図面に関する特別な要件について満たすことを条件に、受理することができる。

規則 1514.2 意匠の図面への破線の使用

図面の開示においてクレームされていない周囲の構造は、合理的に簡潔な名称又は明細書中での陳述では、性質上及びクレームされている意匠の出願を十分に表示することができない場合など、必要に応じて、破線のみにより示すことができる。破線による表示は、クレームされている意匠の外観を不明瞭にし、混乱させるような方法で行われてはならない。一般に、破線が使用される場合は、クレームされている意匠と交錯又は交差させてはならず、また、クレームされている意匠の描写に用いられている線より濃いものであってはならない。周辺構造を示す破線がクレームされている意匠の表示と必ず交差し又は交錯する場合は、意匠保

護を求める主題を十分に開示するその他の図に加えて、その説明図を個別の図として含めなければならない。

規則 1515 1 の出願における複数の意匠

1 の出願に 1 を超える意匠を含むことは、適切な場合は認められる。提示された複数の物品は、相互に特許性において区別されるものであってはならず、単一の意匠概念に包含されて実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するものでなければならない。これらは、国際分類の同一のサブクラス又は物品の同一の組又は組合せに関連するものでなければならない。通例、1 組として販売又は使用されている「組物」は、1 の意匠登録出願の適切な対象とすることができるが、各物品が同一の意匠又は実質的に類似する意匠からなるか又はそのような意匠を具備することを条件とする。

2 以上の物品が 1 組として使用されている場合、物品の組物の意匠は、それらが揃って全体を構成するものであることを条件として、当該の組み物が意匠登録を認められる。

規則 1516 限定 ; 分割

複数の意匠実施態様の限定又は分割は、2 以上の独立の又は明確に区別することができる意匠が 1 の意匠登録出願に提示される場合は、適切とみなされる。

規則 604, 606, 607, 608, 610 及び 611 に規定されている「限定の要件に関する規定」が、意匠出願に準用される。

規則 1516.1 分割出願の期間

分割出願の期間は、親出願の出願日から 5 年とし、更新料を納付することにより、1 期間を 5 年として連続 2 期間まで更新することができる。

規則 1517 意匠出願の公告

意匠出願は、登録前の方式審査後に IPOPHL 電子公報に公告される。ただし、出願時に次の方式要件が満たされていることを条件として、出願は出願後直ちに公告することができる。

- (a) 明細書、クレーム及び図面が本規則に基づいて作成されていること
- (b) 出願手数料及びその他の所定の手数料が全額納付されていること
- (c) 優先権が主張される場合は、優先権書類が提出されていること、及び
- (d) 庁の指定するその他の追加的な方式要件が満たされていること

規則 1518 意匠登録の存続期間

存続期間は、出願日から 5 年とし、更新手数料を納付することにより、1 期間を 5 年として連続 2 期間まで更新することができる。(IP 法第 118 条(118.1 及び 118.2))

規則 1519 更新手数料

更新手数料は、登録期間満了前 12 月以内に納付しなければならない。満了後でも、割増料を納付することにより、更新手数料の納付に 6 月の猶予期間が与えられる。

規則 1520 意匠登録の取消

何人も、意匠登録の存続期間中はいつでも、所定の手数料を納付することにより、次の何れかの理由に基づいて意匠を取り消すよう法務局長に申請することができる。

- (a) 意匠の内容が、IP 法第 112 条及び第 113 条の規定により登録することができないものであること
- (b) 内容が新規でないこと、又は
- (c) 意匠の内容が当初の出願の範囲を超えること

規則 1520.1

取消の理由が意匠の一部に関連する場合は、取消は、その範囲についてのみ行うことができる。限定は、意匠の当該特徴の変更によって行うことができる。

第 16 部 実用新案及び意匠の共通規定

第 1 章 登録性

規則 1600 新規性；先行技術

規則 203、204 及び 204.1 に規定されている「新規性」及び「先行技術」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1601 不利にならない開示

出願に含まれている情報開示が、意匠出願において出願日若しくは優先日の前 6 月の間になされ又は実用新案出願において出願日又は優先日の前 12 月の間になされた場合に、その開示が次に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さない。

- (a) 考案者、意匠創作者又は出願日の時点で登録する権利を有する者により行われた場合
- (b) 外国特許庁、局又は庁により行われた場合であって、当該情報が次に該当するとき。
- (i) 考案者又は意匠創作者が出願した別の出願に含まれており、庁によって開示されるべきでなかった場合、又は
- (ii) 考案者又は意匠創作者から直接若しくは間接に情報を得た第三者により当該考案者又は意匠創作者の認識若しくは同意がなく行われた出願に含まれていた場合、又は
- (c) 考案者又は意匠創作者から直接又は間接に情報を得た第三者によってなされた場合。ただし、係属中の特許出願を公開したすべての外国特許庁及び PCT 経由での特許出願を公開する WIPO は、かかる者から除外される。

第2章 登録を受ける権利

規則 1602 登録を受ける権利

知的財産施行規則第3部に規定されている「特許を受ける権利」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

意匠の場合は、本規則の規則305に定める優先権を主張するためには、対応する外国出願の最先の出願日から6月以内にフィリピンにおける出願を行わなければならない

第3章 出願書類

規則 1603 出願書類の提示

- (a) 実用新案及び意匠登録出願のためのすべての書類であって、庁の永久記録の一部をなすことになるものは、原本に限らなければならない。用紙の片面のみに読みとることができるように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、タイプライター又はワードプロセッサにより印刷できない図式記号及び符号並びに化学式又は数式のみを手書にするか又は描くことができる。タイプ打は、行間を 1.5 とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さ 0.21cm 以上とし、濃い消えない色で書く。
- (b) 出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある 29.7cm×21cm の用紙すなわち A4 判の用紙を用いる。
- (c) 出願の明細書及びクレームは、5 行ごとに左の余白に番号を付す。
- (d) 明細書、クレーム及び開示の要約には、化学式又は数式を含めることができる。明細書及び開示の要約には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表を使用することが望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長に用いて記載することができる。表及び化学式又は数式を横長の用紙に記載して提示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。
- (e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し、この要件を適用することができないデータは、国際慣行で認知された単位でも表さなければならない。数式については、一般的に使用される記号を用いる。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般に認められている技術用語、記号及び符号を使用する。
- (f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。
- (g) 出願を構成する書類の各々(願書、明細書、クレーム、図面及び開示の要約)は、別個の用紙で始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じる。
- (h) 書類の余白は、次の範囲内とする。上部;2cm から 4cm まで、左側;2.5cm から 4cm まで、右側;2cm から 3cm まで、下部;2cm から 3cm まで。出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字によって連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。
- (i) 出願書類を構成する書類の提出部数は、登録願書を除き、4 通とする。
- (j) 本条規則(d)、(e)及び(f)は、実用新案出願のみに適用する。

規則 1604 禁止事項

- (a) 出願には、次のものを含めない。
- (i) 公序又は良俗に反する記載その他の事項
- (ii) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法又はその者の出願若しくは特許の長所若しくは効力を誹謗する記載。単なる先行技術との比較は、それ自体誹謗するものとはみなさない。又は
- (iii) 当該状況において明らかに無関係又は不要の記載又はその他の事項

(b) 出願に本条規則にいう禁止事項が含まれる場合は、局は、登録の公告時にこれを削除し、削除した語又は図面の場所及び数を表示する。

規則 1605 対応する外国出願に関する情報

出願人は、局長の求めがあったときは、庁に行った出願においてクレームする実用新案又は意匠と同一又は実質的に同一の実用新案又は意匠について外国で行った出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号並びにその外国出願に関する他の書類を局長に提出しなければならない。

規則 1606

外国出願に関連するその他の書類は次のもので構成することができる。

- (a) 欧州、日本若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関又は最初の特許出願がなされた官庁によって作成された対応する又は関連する外国出願に関する英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に関する決定を促進するその他の書類

規則 1607 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報を提供すべき旨の要件を満たさなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第4章 図面

規則 1608 図面

規則 413, 414.1 から 414.15 に規定されている公式な図面の提示に係る規定が, 実用新案又は意匠に準用される。

第5章 代理；署名

規則 1609 弁護士又は代理人の雇用の勧め

規則 420 に規定されている「弁護士又は特許代理人の雇用の勧め」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1610 居住する代理人の指名

規則 421 及び 421.1 に規定されている「居住する代理人の指名」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1611 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

規則 422 に規定されている「業務の遂行において要求される節度及び礼儀」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第6章 登録の請求をすることができる者

規則 1612 登録の請求をすることができる者

知的財産施行規則第5部に規定されている「特許出願をすることができる者」に係る規定が、
実用新案又は意匠に準用される。

第7章 分類及び調査

規則 1613 分類及び調査

知的財産施行規則第7部に規定されている「分類及び調査」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1614 未公告の、取り下げられた及び権利放棄した出願は引用しない

未公告の、取り下げられた及び権利放棄した出願は、参考資料として引用してはならない。

第8章 出願人による補正

規則 1615 出願人による補正

規則 916 から規則 928 までに規定されている「出願人による補正」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第9章 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

規則 1616 出願人による応答の期間；期間内に応答しないことによる出願の取下

規則 928, 929, 929.1 及び 930 に規定されている「出願人による応答の期間」及び「出願の取下」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

規則 1617 出願ファイル・ラッパーの再構成

規則 931 に規定されている「出願のファイル・ラッパーの再構成」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

第 17 部 不利な情報

規則 1700 実用新案及び意匠登録出願のコミュニティ・レビュー

実用新案又は意匠の登録及び登録された実用新案又は意匠の品質の透明性の見地から、実用新案又は意匠の出願の公開時には、庁から関係コミュニティに通知がなされる。

規則 1701 不利な情報

何人も、実用新案又は意匠出願の公告から 30 日以内に、当該実用新案又は意匠の新規性及び産業上の利用可能性に係る事項などの登録性に関して不利な情報を、関連先行技術を引用して書面により提供することができる。

不利な情報は、宣誓供述人の個人情報及び事情並びに登録に異議を申し立てる理由を述べる宣誓陳述書の形式で提供される。宣誓陳述書は、証拠により立証され、出願の登録性に関する報告をそれに添付することができる。庁は、前記の要件を満たさない提出物は考慮に入れない。これに加えて、利害関係人は、出願、登録手続及び登録制度全般の理解を深めるため、庁での協議を請求することができる。このために、当該関係者は、請求から 30 日以内に協議に応じることのできる日の候補を 3 日指定する。庁は、協議の請求の受領を確認し、提出された不利な情報に係る追加情報又は説明を請求することができる。協議後 10 日以内に、利害関係人は、新しい情報を含めるため、宣誓陳述書の形式により、補足的に不利な情報を提出することができる。不利な情報はすべて出願人に送付され、出願人は、通知の郵送日から 30 日以内にそれらについて見解を述べるることができる。提出された不利な情報のコピー及びそれについての出願人の見解は、対象となる出願のファイル・ラッパーの一部を構成する。当該実用新案及び意匠の出願の登録性を決定する際は、本規則に基づき提出された不利な情報のみが考慮される。庁は、実用新案及び意匠の出願に関する庁の決定について、不利な情報の提出者に対して通知する。

規則 1702 局長の決定

局長は、実用新案又は意匠を登録するか否かを決定する。局長は、出願人に対し、登録性要件を満たすように出願の補正を指示することもできる。このために、局長は、職権によって登録性に関する報告を発行することもできる。補正出願は、本規則に基づき、登録前に再公告される。

局長が実用新案又は意匠の登録を拒絶又は却下する場合は、出願人は、IP 法第 7.1 条 (b) 及び本規則第 13 部に基づき、当該決定について長官に不服申立をすることができる。局長の決定又は命令の再審理の申立は認められない。

局長が、実用新案又は意匠の登録を認めた場合は、利害関係人は、実用新案については IP 法第 109.4 条、意匠については IP 法第 120 条、両当事者系手続に関する規則に基づき、取消申請を法務局に提出することができる。実用新案又は意匠を認める局長の決定について長官に不服申立をすることができる。

規則 1703 不利な情報のない実用新案及び意匠の登録

出願が本規則に定められているすべての登録性の方式要件を満たし、庁が 30 日の公告期間の経過後に関係コミュニティから不利な情報を受領しなかった場合は、庁は、実用新案又は意

匠の登録を認め、出願人及び関係コミュニティにその旨を通知する。

第 18 部 登録証

規則 1800 登録証の内容

登録証は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に、明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

デジタル登録証は、従来の登録証と同一の法的効果を持つ。

規則 1801 書類の閲覧

利害関係人は、庁に保管されている完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

第 19 部 実用新案及び意匠の出願又は登録に影響するその他の手続

第 1 章 登録証の譲渡，権利放棄，訂正及び補正；権利の記録及び移転

規則 1900 登録証の譲渡，権利放棄，訂正及び補正；権利の記録及び移転

知的財産施行規則第 12 部に規定されている「特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録」，「特許の権利放棄，訂正および補正」及び「権利の譲渡及び移転」に係る規定が，実用新案及び意匠に準用される。

第2章 登録性に関する報告の請求

規則 1901 登録性に関する報告を請求することができる者

出願人又は利害関係人(当該実用新案又は意匠に関して訴訟が係属している場合は、司法及び準司法機関を含む)は、所定の手数料を全額納付して、登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告を請求することができる。

ただし、登録性に関する報告を請求する司法及び準司法機関は、手数料の納付を免除される。

規則 1902 登録性に関する報告の内容

登録された実用新案又は意匠に係わる登録性に関する報告には、請求人が新規性に関する実用新案クレーム又は意匠クレームの有効性を判断する助けとなるように、関連の先行技術書類の引用及び関連の程度に関する適切な表示を含める。

報告には、調査の範囲を表示し、それには既知の又はフィリピンで他人が実施している関連先行技術又は実用新案又は意匠出願の出願日又は優先日の前に、世界において配布されている印刷物で説明されているもの又は世界において電気通信回線を通して公衆の利用に供されているものを含める。既知の又は実施されている先行技術の場合には、宣誓供述書により裏付けする。

登録性に関する報告が実用新案又は意匠の登録出願の公告前に発行された場合は、登録性に関する報告は、出願とともに公告される。

しかし、前述の規定に基づき公告されたか否かを問わず、先に登録性に関する報告が発行された場合は、出願人又は利害関係人は、事後の登録性に関する報告に、従前の報告の発行後に提起又は発見されたその他の情報又は文献を含めるよう請求することができる。

規則 1903 報告の発行期限

登録性に関する報告は、所定の手数料全額の納付書を付した請求の受領から2月以内に請求人に与えられる。

第 20 部 申請及び不服申立

規則 2000 申請及び不服申立

規則 1300 から規則 1311 までに規定されている「申請及び不服申立」に係る規定が、実用新案又は意匠に準用される。

最終規定

第1条 通信

次の規定を、発明者／出願人、考案者／出願人又は意匠創作者／出願人と局の庁との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、不合意又は疑念がある場合は、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとの個別の書状。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、発明／実用新案／意匠の名称、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 特許証、登録された実用新案又は意匠に関する書状。書状が特許証、登録された実用新案又は意匠に関するときは、特許権者／考案者／意匠創作者の名称、特許／実用新案／意匠の名称、特許番号／登録番号及び登録証発行日を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、特許取得の求めが主張されている発明の進歩性又は新規性について又は登録が求められている実用新案若しくは意匠の新規性についての特許、実用新案若しくは意匠の出願に先立つ照会には答えることができない。

ある特許、実用新案又は意匠の登録出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める弁護士若しくは代理人は、付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁寧な回答として、該当する部分に印を付して、法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。

このことを、特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、電話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は、全額を前納しなければならない。そうしない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収する

第3条 実施

役務提供の見地から、本規則を実施するために必要な職務は、局の関係審査部門及び事務部門の職員が遂行する。

第4条 廃止

本規則、特に1999年1月15日施行の規則並びに1998年12月17日施行の実用新案及び意匠に関する規則と一致しないすべての規則、覚書、回状及びその一部をここに廃止する。

第5条 可分性

本規則の何れかの規定又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

第6条 施行

本規則は、一般紙における公告から15日後に施行する。